

平成25年度(第87期)

# 事業のご報告

SANO SHINKIN BANK  
DISCLOSURE 2014

# 地元とともに。

## ごあいさつ



理事長 木村 浩

皆さまにおかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より佐野信用金庫に格別のご愛顧を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

さて、本年も当金庫についてご理解を深めていただきたくディスクロージャー誌「平成25年度事業のご報告」を作成いたしました。この冊子は、当金庫の経営に関する理念・方針、事業内容および業績等をまとめたものです。ぜひご高覧賜りますようお願い申し上げます。

なお、当金庫は、「地元とともに」をスローガンに掲げ、当地域で86年の年輪を刻んでまいりました。

今後とも、地域と地域の皆さまに「役に立ち、認められ、選ばれる金融機関」としてご利用いただくために、役職員一同一丸となってチャレンジしてまいりますので、引き続き格別のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年7月

# 目次

● 経営理念・経営方針	3
● 事業運営方針	3
● 行動指針	3
● 概要	3
● 経営体制	3
● 組織図	4
● 事業概況	4
● 経営環境	5
● 佐野信用金庫と地域社会	5
● 地域に密着した営業体制	6
● 中小企業の経営の改善及び地域の 活性化のための取組の状況	7
● 地域・社会貢献	9
● トピックス	10
● 総代会	11
● 内部管理態勢	13
・ 経営管理（ガバナンス）態勢	13
・ 金融円滑化への取組み	13
・ 法令等遵守態勢	13
・ 顧客保護等管理態勢	14
・ 自己資本管理態勢	16
・ 統合的リスク管理態勢	17
・ 信用リスク管理態勢／資産査定管理態勢	17
・ 市場リスク管理態勢／流動性リスク管理態勢	18
・ オペレーショナル・リスク管理態勢	18
● 業界の総合力	19
● 業務内容のご案内	20
● さのしんの沿革と歩み	26
● 資料編	27
● 店舗のご案内	55

# 経営理念・経営方針

## 経営理念

三位一体の成長・発展  
 一地域のお客さま、役職員、金庫が  
 共に成長・発展していくこと一

## 経営方針

公正・適正な業務運営のもと  
 ・地元中小企業の健全な発展に奉仕する  
 ・地元の皆さまのご家庭の繁栄と幸せに奉仕する  
 ・地域社会の繁栄に奉仕する  
 ・もって金庫の発展と役職員の生活安定向上を図る



# 事業運営方針

当金庫が実現すべき目標として、平成26年度事業計画では次の3本柱を掲げその実現に取り組んでまいります。

## 平成26年度事業計画

- 1 地域密着型金融の更なる推進による収益基盤の強化と業務合理化・効率化による財務体質の向上
- 2 内部管理態勢とコンプライアンス態勢の強化を基本とした公正・適正な業務運営の遂行
- 3 信用金庫人として自律的成長を促すための職員の自らの成長努力と組織としての成長への関与

## 平成26年度 年間活動スローガン

知恵をだし 汗を流して 地域活性化に貢献しよう  
 自ら考えGIVEから始める さのしん2014

# 行動指針

誠意 熱意 創意

# 概要

名称	佐野信用金庫	店舗数	9店舗（内出張所1）
所在地	栃木県佐野市本町2910番地（本店）		他、キャッシュサービスコーナー2ヶ所
創立	昭和3年1月8日（1928年）	役員数	128名（内パート職員9名）
出資金	335百万円	営業エリア	栃木県佐野市、足利市、栃木市（旧都賀町、旧西方町を除く）、小山市、下都賀郡岩舟町、野木町、群馬県館林市、邑楽郡板倉町
会員数	10,107人		
預金	105,363百万円		
貸出金	43,055百万円		

（平成26年3月31日現在）

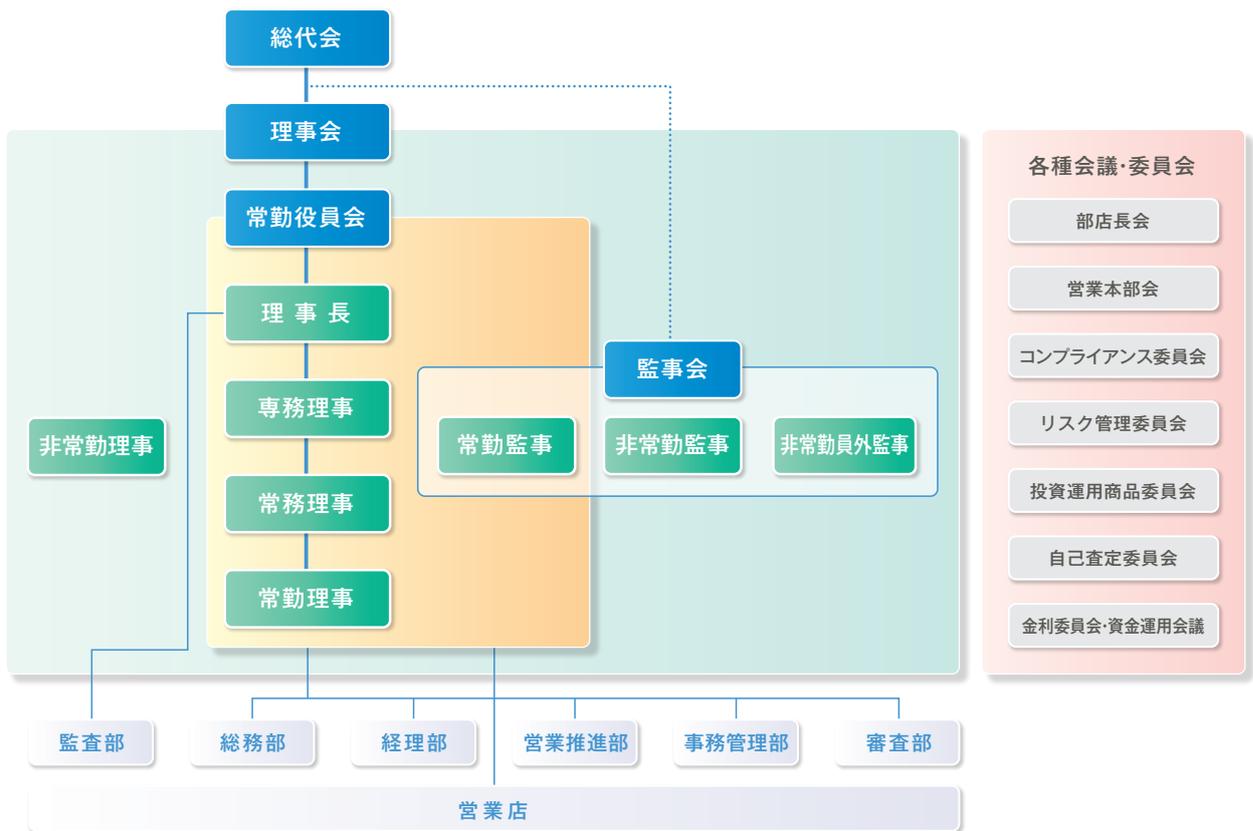
# 経営体制

## 役員

理事長（代表理事）	木村 浩	理事	古川 康夫
専務理事（代表理事）	野部 勇	理事	出井 修
常務理事（代表理事）	末吉 正益	常勤監事	江田 則靖
常勤理事	山菅 恵寿	監事	旭岡 靖人
〃	小林 秀介	員外監事	白澤 幸治

（平成26年6月25日現在）

# 組織図



(平成26年6月25日現在)

# 事業概況

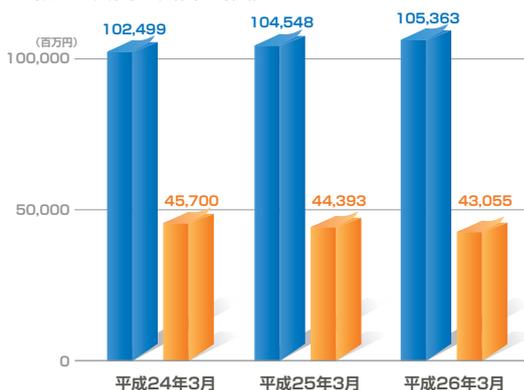
## 預金

預金は普通預金を中心に増加し、期末残高105,363百万円と前期比815百万円増(+0.77%)となりました。

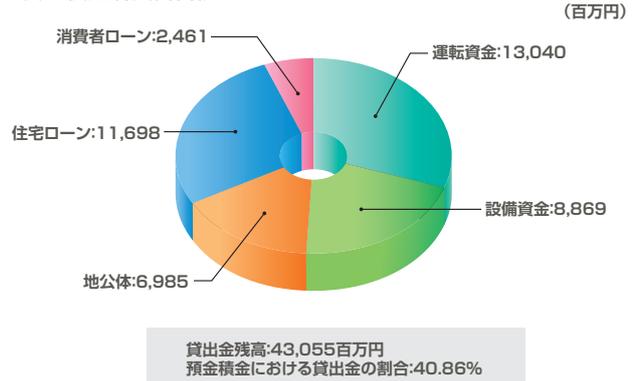
## 貸出金

貸出金は、政府の成長戦略、消費税増税の先行きを見極めようとして慎重になっているお取引先が多かったことや一部のお取引先に今後の経営者交代をにらんだ借入金の返済を進めた動きが見られ法人向けの事業性融資が大きく落ち込んだこと等により、期末残高は43,055百万円と前期比1,338百万円減(△3.01%)となりました。なお、今期17百万円の貸出金償却を行っております。

<預金、貸出金残高の推移>



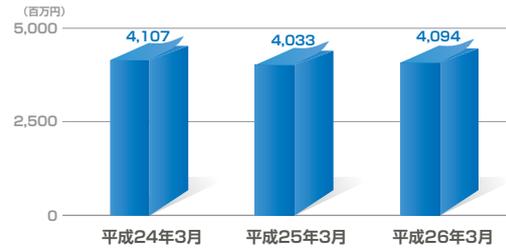
<資金使途別残高内訳>



## 預り資産

資産運用の多様化により投資信託や個人向け国債、生命保険・損害保険、外貨定期預金等をご提案させていただいております。平成25年度については、国債の満期償還による減少があったものの、個人年金保険や終身保険が好調に推移したことにより、預り資産残高は4,094百万円、前期比61百万円増加(+1.5%)となりました。

<預り資産の残高推移>



## 収益状況

収益面では、業務純益412百万円と前期比211百万円の増加となりました。これは、アベノミクス効果による株高の影響から国債等債券売却益184百万円を計上できたことが主要因であります。しかし、本業の貸出金利息収入を見ますと、貸出金残高の減少と貸出金利の低下により前期比76百万円減少し834百万円となりました。将来の不良債権発生に備え貸倒引当金を積み増した結果、経常利益は211百万円、当期純利益114百万円の計上となりました。

なお、自己資本比率は、前期比0.15%ポイント上昇し10.74%となりました。

# 経営環境

平成25年度の日本経済を振り返りますと、第2次安倍政権が打ち出した「アベノミクス」の3本の矢の一つである「大胆な金融緩和」により円安、株高となり、年度後半から自動車や白モノ家電など大型耐久財を中心に消費税増税前の駆け込み需要が本格化したことに加え、ボーナス等可処分所得の増加も寄与し個人消費が加速しました。また、企業収益の回復を受けて設備投資も平成25年4月から3四半期連続で増加するなど着実に景気回復が続いています。これに「2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定」が加わり、デフレ脱却による持続的な経済成長の実現がこれまでより大きく期待される状況になりました。

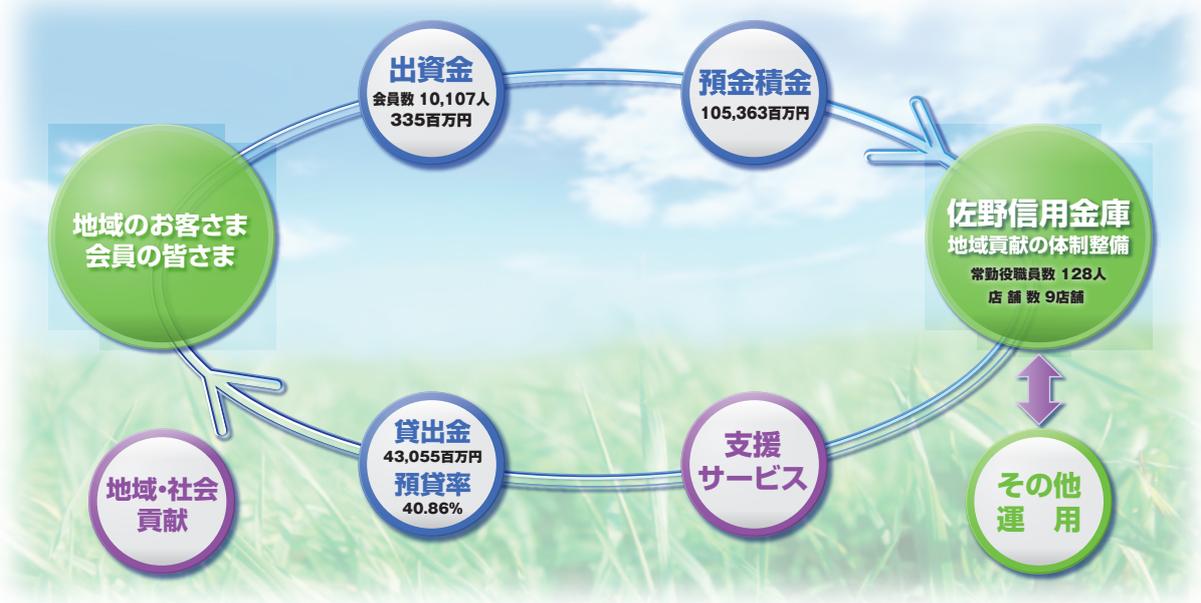
日本経済の先行きについては、中国を中心とした新興国の動向など景気への下振れリスクは依然として残っておりますが、米国経済の本格回復と欧州経済の持ち直しで先進国を中心に回復テンポが高まる中、国内においても米国を中心とした経済回復による輸出の持ち直し、日銀の金融緩和を受けた円安・株高の進行等景気回復基調が続くものと予想されます。

なお、当地区においては、佐野市新庁舎建設工事が平成27年完成に向けてスタートしました。新庁舎建設に合わせて県道桐生岩舟線の拡幅計画や、都市計画道路の整備など防災、減災への対応、新庁舎を核としたまちなか活性化に向けた街づくりが進められています。

# 佐野信用金庫と地域社会

当金庫は、佐野市周辺市町を事業区域として、地元の中小企業者や住民の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



※計数は平成26年3月末現在

# 地域に密着した営業体制

## 店舗・キャッシュサービスコーナー

佐野市・栃木市岩舟町に9店舗・2キャッシュサービスコーナーを配置し、ATM365日稼動（一部店舗を除きます）や相談特化型店舗「ローン&マネープラザ」の土日営業等、お客さまの利便性向上を目指しております。詳しくは55～56ページを参照ください。

## お客さまのご意見に基づいた取組み

当金庫では平成17年11月お客さま相談センターを設置し、「お客さまは何をされようとしておられ、何を求められておられるのか」を基本にサービスアップやカイゼンを目的として以下の施策等を実施しております。

### 「お客さま一言メモ」によるお客さまの声の聴取

・役職員は、些細なことでもお客さまの声に耳を傾けてお客さまからお聞きしたことは「お客さま一言メモ」としてお客さま相談センターへ送付し、お客さま相談センターでは意見内容に応じて関係部署に対応の指示を行うとともに、全ての意見を経営陣に報告し、お客さまの意見を金庫全体で共有化しております。

・25年度は1年間で769件の意見を聴取させていただきました。

### フリーダイヤルによるお客さま意見の聴取

・お客さま相談センター内にフリーダイヤルを設置し、平日午前9時から午後5時までお客さまのご意見やご質問にお応えしております。

●ご意見等連絡窓口 **フリーダイヤル 0120-357-500** **Eメール info-ss@po.sanoshin.co.jp**

### お客さまご意見・要望に基づく平成25年度の対応等

- ・キャンペーン金利上乘せ定期預金の取扱実施。
- ・「さのまるゆるきやらグランプリ2013優勝おめでとうキャンペーン」の実施



「さのまるゆるきやらグランプリ2013優勝おめでとうキャンペーン」では、「さのまる証書」や「さのまる証書入れ」の取扱いを開始しました。



サンプル

「さのまる」関連では、26年4月から「さのまる通帳」の取扱いを開始し、26年9月からは「さのまるキャッシュカード」の取扱いを開始予定です。

- ・当金庫ホームページリニューアルの実施



<https://www.sanoshin.co.jp>

- ▶お客さまの「見やすさ」を追求し、平成26年3月に当金庫ホームページをリニューアルいたしました。
- ▶幅広画面に対応した画面構成とし、表示の文字サイズを3段階から選択できるようになりました。

# 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

## 1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、経営理念に「三位一体の成長・発展 ―地域のお客さま、役職員、金庫が共に成長・発展していくこと―」を掲げています。

当金庫は長いお取引関係や地縁・人縁を尊重しつつ、変化する地域やお客さまの動きとニーズを的確に捉え、「知恵をだし・汗を流す」エリア・リレバン(エリア・リレーションシップ・バンキング)をひたむき実践してまいります。

また、地域の中小企業のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、「地域金融円滑化のための基本方針」に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでまいります。

## 2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

### 地域密着型金融推進計画の策定

当金庫は、地域密着型金融推進計画に基づき、地元事業所の皆さまの成長・再生と地域経済の活性化に努め、持続的発展が可能な地域社会づくりに貢献するため、コンサルティング機能の向上と発揮、地域の面的再生への積極的な参画と情報収集、発信等の施策を行ってまいります。

また、地域の中小企業及び個人のお客さまの安定した資金供給を適切に実施するため、平成22年1月22日に「金融円滑化管理方針」及び「金融円滑化管理規程」を制定し、「金融円滑化管理統括責任者」、「金融円滑化管理責任者」を配置しております。加えて、審査部に企業経営支援担当者を配置、営業店の融資カウンターにご相談窓口を設置する等、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等の相談受付について、全職員が迅速かつ適切に対応するよう周知徹底と態勢整備を図っております。

### 金融円滑化管理規程の制定

当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客さまの安定した資金供給を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

1. お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等の相談受付については、全職員に対し、迅速かつ適切に対応するよう周知徹底を図っています。
2. 中小企業者等金融円滑化法の終了後も、営業店の融資カウンターにご相談窓口を設置しています。
3. 審査部内に企業経営支援担当者を配置し、お客さまへのきめ細やかな経営改善支援にあたっています。
4. 当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者および個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談、経営指導、経営改善に関するきめ細かな支援に取組むこと、および住宅資金借入者に対する適正な相談対応が、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に、平成22年1月22日に「金融円滑化管理方針」を制定しました。
5. 「金融円滑化管理方針」に基づき、与信取引に係る金融円滑化管理に関する方針や組織体制等を定め、金融円滑化管理の実効性を高めることにより、信用の維持向上、および金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に、平成22年1月22日に「金融円滑化管理規程」を制定し、「金融円滑化管理統括責任者」および「金融円滑化管理責任者」を配置しました。

## 3. 中小企業の経営支援及び地域の活性化に関する取組状況

### 地域密着型金融の取組み

当金庫では、平成25年4月より「地域密着型金融推進計画(平成25年4月～平成26年3月)」を策定し、金庫全体で積極的に取り組みました。

#### 1. ライフステージ区分に基づくコンサルティング機能の発揮

- (1) 創業・新規事業開拓を目指すお客さまへの支援
  - ・創業・新規開業情報収集と還元を積極的に行い、お客さま支援へとつなげていきます。
  - (平成25年度収集実績：116件、融資実績：3件14百万円)
- (2) 成長段階にあり更なる飛躍が見込まれるお客さまへの支援
  - ・ビジネスマッチングへの取組みにより、県内金融機関と連携し地元企業間の販路拡大を支援し、地元企業の育成や地域経済の活性化に貢献しています。平成25年11月に開催された「ものづくり企業展示・商談会」においては、成長段階にあるお客様から出展、商談に参加し、内1社が新たな取引先との取引を見込んでいます。

- ・株式会社損保ジャパンと「海外進出企業支援業務の連携協力に関する覚書」を締結し、海外展開支援や貿易投資等に関する情報提供を行っています。(平成25年度提供実績：12件)
  - ・事業拡大のための設備資金融資に積極的に取組み、地域の発展と信頼関係強化を図ります。(平成25年度実績：21件761百万円、内3件508百万円が太陽光設備にかかる融資)
- (3) 経営改善、事業再生や業種転換が必要なお客さまへの支援
- ・平成25年11月に開催された「ものづくり企業展示・商談会」においては、経営改善が必要なお客さまから1社が出展、商談に参加し、新たな取引先との取引を見込んでいます。また、平成26年1月に開催された「とちぎ食の展示・商談会2014」においては同様に3社が出展、商談に参加しました。
  - ・営業店は、お取引先企業の立場に立った資金繰り緩和等を支援するための条件変更を行っています。(平成25年度実績：125件2,364百万円)
  - ・お取引先の状況に応じて、再生支援協議会など外部機関との連携、中小企業診断士など外部専門家との提携強化により、お取引先の理解を得ながら経営改善計画策定のサポートに力を入れています。(平成25年度策定実績：26件)
  - ・営業店は、条件変更等の支援の他、お取引先企業の立場を踏まえ、DES・DDSやDIPファイナンスの活用、債権放棄も視野に入れお取引先企業の再生を検討します。
- (4) 共通のお客さまへの支援
- ・日本政策金融公庫との連携を図り顧客企業支援のための取組みを行います。平成25年度においては、3件20百万円(内1件10百万円が創業融資)の融資案件の紹介や、平成25年7月及び12月には佐野商工会議所等とも連携し「経営・金融なんでも相談会」を開催しました。
  - ・お取引先の若手経営者及び後継者を対象とした「さのしん経営塾」の中で、講義と異業種交流を開催しています。経営塾には66名の塾生が参加し、2年間で6回の講義と3回の交流会、1回の視察研修旅行を催行しました。平成25年度開催実績については下表の通りです。



平成25年 4月	第3回講義及び交流会 (テーマ:顧客満足の失敗学)
平成25年 7月	第4回講義 (テーマ:社長!数字で取引先を診ていますか?)
平成25年 9月	第5回講義 (テーマ:不況ではない!資金無知が会社を潰す)
平成25年11月	第6回講義及び交流会 (テーマ:永續発展企業の条件)
平成26年 2月	視察研修旅行 (スマートシティミュージアム、新日鐵住金視察)

- ・四半期毎に主要お取引先100社を対象にして、業種別における業況調査を実施し、営業店に還元を行いお取引先への情報収集と提供に努めています。(平成25年6月、9月、12月、平成26年3月に調査実施)

## 2. 地域の活性化に関する取組状況

- ・地域密着金融機関として、佐野市の「まちなか活性化推進協議会」に当金庫相談役が委員として参画、「まちなか活性化ビル集客事業実行委員会」には職員2名が参加するなど地域貢献を行っています。
- ・営業店は、地域の変化やお客さまの動きに関する情報収集に努め、「エリア情報シート」で本部に報告し、本部はそれらを迅速にまとめて営業店に還元し、情報の共有化を図っております。

## 金融円滑化への取組み

当金庫の金融円滑化に関する「貸付条件の変更等」について、平成21年12月4日から平成26年3月31日までの実績は以下のとおりであります。

(金額：百万円)

貸付債権内訳	受付		実行		謝絶		審査中		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業向け	743	12,594	723	12,188	1	36	6	57	13	311
住宅資金借入者向け	55	667	46	538	1	10	0	0	8	118
合計	798	13,261	769	12,726	2	46	6	57	21	429

(注1) 上記計数は債権ベースで集計し、金額は百万円未満を切り捨てています。

(注2) 「謝絶」には、申込後3ヶ月経過した「みなし謝絶」債権が含まれています。

# 地域・社会貢献

## 〔6月15日は信用金庫の日〕

信用金庫の日を記念して、ロビー展の開催や花の苗木をプレゼントするなど、さまざまな「おもてなし企画」を実施しています。

### ● 献血



### ● おもてなし企画



●本店

●田沼支店



### ● 募金

役職員から募金を集め、栃木県信用金庫協会を通じ「下野奨学会」へ寄付しています。

## 〔さのしんクリーン運動〕

平成25年11月9日(土)、地元本店を置く金融機関として、大切な地域の自然を保護することを目的に、役職員一丸となって秋山川・菊沢川の清掃を実施しました。役職員119名が参加し、川沿いのゴミ拾いや草取りを行いました。



## 〔地域のお祭りやイベントへの参加〕

当金庫店舗所在地のお祭りや各種イベントなどに積極的に参加しています。

- さの秀郷まつり
- たぬまふるさと祭り
- くずうフェスタ
- サマーフェスタ in いわふね



さの秀郷まつり 市民総おどり

### ● 寄付・募金

年末愛の募金運動を毎年実施し、佐野市・岩舟町の社会福祉協議会を通じて福祉施設等へ寄付を行い社会福祉への貢献に努めています。

### ● 環境への配慮

環境配慮の理念ともいえる「3R」の取組みを、以下のとおり実施しております。Reduce(発生抑制)の取組みとして、全店舗営業室の照明LED化や自然素材であるソイ(大豆)インク採用による書類等印刷。Reuse(再利用)の取組みとして、繰り返し使える庫内連絡用封筒の使用。Recycle(再生利用)の取組みとして、再生紙ボックスティッシュの採用、使用期間を超過した女性職員ユニフォームをリサイクル資源として提供しています。

また、平成26年3月20日に、本店屋上に太陽光発電設備を設置しました。



太陽光発電設備設置

### ● 「小さな親切」運動

「小さな親切」運動佐野支部は、佐野市内の全小中学校(39校)が加盟しており、毎年発表の場となる交歓会の開催や、ポスター・標語の募集と入選作品のポスター制作・配布を行っています。そのほか「日本列島クリーン作戦」や「日本列島コスモス作戦」などの事業に参加しており、当金庫が事務局として活動を支援しています。

## トピックス



2013.5

### 第23回さのしん年金友の会旅行

平成25年5月23日～24日「歴史に磨かれた伝統芸能『ぎふ長良川鶺鴒』鑑賞と木曾路『馬籠宿』と名古屋を巡る旅」を開催し、124名のお客さまに参加いただきました。



2013.9 2014.3

### 日本政策金融公庫との意見交換会

「女性活躍」・「女性に対する職場環境向上の取組み」をテーマに、日本政策金融公庫との女性職員による意見交換会を2回開催し、お互いの職場環境に対する意見交換や情報交換を行いました。



2013.9

### 「とちまる6次産業化成長応援ファンド」設立

6次産業化に取り組む事業者を支援することを目的に、当金庫を含む県内金融機関によって協同設立されました。



2013.10

### 防犯訓練実施

平成25年10月に佐野警察署の協力のもと、防犯訓練を実施しました。平成25年度は、本店営業部、田沼支店、堀米支店、石塚支店の4店舗で「振り込め詐欺」対応を中心に実施し、田沼支店では「強盗」も想定して訓練を実施しました。



2013.11

### ものづくり企業展示会

平成25年11月14日マロニエプラザにて、お取引先のビジネスマッチングを目的に「ものづくり企業展示・商談会2013」が開催され、当金庫のお取引先10社に参加いただきました。



2013.11

### 総代研修旅行

平成25年11月12日に、総代研修旅行を開催し、21人の総代に参加いただきました。予科練平和祈念館、筑波宇宙センター（JAXA）、茨城空港、徳川ミュージアムなどを見学しました。

# 総代会

信用金庫は、会員同士の「相互扶助」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。その意見は、出資口数に関係なく1人1票の議決権として総会を通じて当金庫の経営に反映することとなります。しかし、当金庫では、会員数が多いことから会員全員による総会の開催は現実的ではありません。そこで、当金庫では会員の総意を代表する総代を地区ごとに選考し、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算事項の承認、定款変更、役員（理事、監事）選任等の経営の重要事項を決議する当金庫の最高意思決定機関です。したがって、総会に代わる総代会は、総会同様に会員一人ひとりの意見が経営に反映されるよう、会員の中から定款の規定に従い適正な手続きを経て選任された総代の方たちにより運営されております。

## 総代とその選任方法

### 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、50人以上80人以内と定款に規定され、選任区域の会員数に応じて区域ごとに定められております。

### 総代の選任方法

- 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- 選考基準に基づき、選考委員会にて総代候補者を選考する。
- 選考された候補者が、会員により信任され総代を委嘱される。（異義の申し立てができる。）

## 総代選考基準

### 資格要件

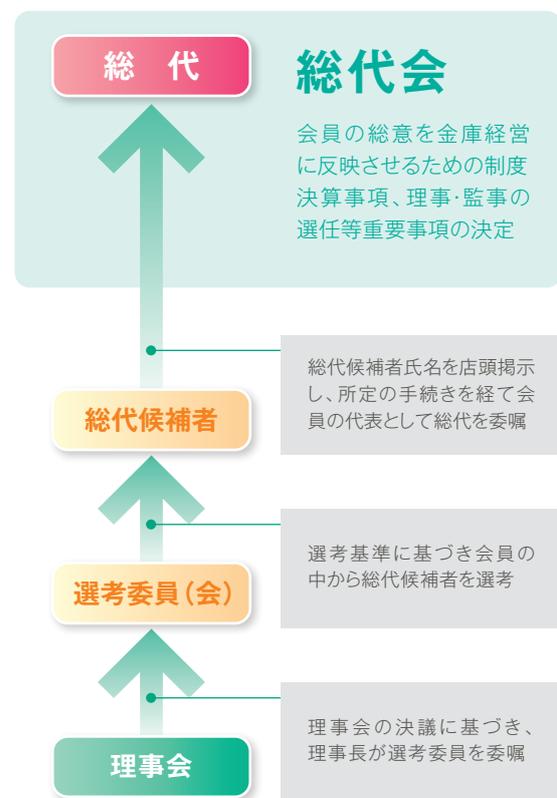
当金庫の会員である方

### 適格要件

- ① 総代としてふさわしい見識を有している方
- ② 良識をもって正しい判断ができる方
- ③ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している方
- ④ その他総代選考委員が適格と認めた方

## 会員と総代、総代会の関係

総代会は、会員一人ひとりの意見を当金庫経営に反映するための制度です。



## 第87回通常総代会の決議事項等

平成26年6月25日第87回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認されました。

- 報告事項
  - (1) 監査報告の件
  - (2) 平成25年度 第87期 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金処分承認の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 監事任期満了に伴う選任の件
  - 第4号議案 退任監事に対し退職慰労金贈呈の件
  - 第5号議案 定款第15条に基づく会員除名の件



## 総代選任の手続き

当金庫の地区を4地区に分け、会員数に応じて選任区域ごとに総代の定数を定める。

### 1 総代候補者 選考委員の選任

理事会の決議により、選任区域ごとに会員の中から選考委員を委嘱

選考委員氏名を店頭に掲示

### 2 総代候補者の選考

選考委員は会員の中から総代候補者を選考 理事長に報告

店頭掲示について下野新聞に公告 候補者氏名を店頭掲示（1週間）

異義申出期間（公告後2週間以内）

### 3 総代の選任

会員から異義がない場合  
または  
異義の申し出が  
選任区域の会員数の  
1/3未満の総代候補者

選任区域の会員数の1/3以上の会員  
から異義の申出があった総代候補者

当該候補者が選任区域の  
総代定数の1/2以上

当該候補者が選任区域の  
総代定数の1/2未満

(A) (B) いずれか選択

(A) 他の候補を選考

(B) 欠員（選考しない）

上記「2.総代候補者の選考」以下の手続きを経る

理事長は総代に委嘱

総代氏名を店頭掲示（1週間）

## 総代氏名

平成26年6月末現在（地区別・五十音順・敬称略）

### 第1区(24名)

安藤 有 一  
池田 則 之  
江草 隆 志  
小倉 久 緒  
金子 雅 幸  
亀田 好 二  
川田 裕 英  
川原井 正 敏  
北岡 宏  
斎藤 昌 男  
佐野 正 行  
篠崎 博

島田 光 一  
堤 和 昭  
戸恒 雅 喜  
中田 裕 久  
根岸 光 彦  
野澤 直 之  
兵藤 一 雄  
藤川 登喜夫  
増山 整  
松永 安優美  
森下 正 一  
山田 和 夫

### 第2区(14名)

青木 昌 枝  
宇賀神 孝 司  
亀田 宏 文  
坂田 肇  
篠崎 良 三  
島崎 陽 夫  
島田 嘉 内  
田澤 眞 人  
谷 直 一  
萩原 茂  
福田 紳 一  
松崎 正 雄

松本 静 夫  
三井 福次郎

### 第3区(7名)

安藤 幸 司  
片柳 岳 巳  
川崎 誠  
小暮 幸三郎  
志賀 敏 郎  
篠崎 常 吉  
山口 利 英

### 第4区(14名)

青木 伸  
大島 徹

大関 輝 雄  
金子 重 雄  
菊池 宏 行  
木村 馨  
小林 祥 郎  
斎藤 誠 司  
塩田 豊  
関野 義 治  
高澤 茂 夫  
田澤 秀 文  
勅使川原 唯 男  
永島 道 夫

※総代氏名は承諾を得て掲載しております。

# 内部管理態勢

## 経営管理（ガバナンス）態勢

当金庫は、経営理念・経営方針に基づく業務の健全性及び適切性を確保し、信用の維持及び預金者の保護を確保するとともに金融の円滑化を図るために、適切な経営管理（ガバナンス）のもと、当金庫の業務の全てにわたる法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスク的確な管理を行っております。

また、金庫業務の健全性及び適切性を確保する内部管理態勢の基本方針として、信用金庫法及び信用金庫施行規則に基づき、平成20年4月1日以下のとおり内部管理基本方針を制定・施行いたしました。

### 内部管理基本方針

- 第1条 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 第2条 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 第3条 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 第4条 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 第5条 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- 第6条 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
- 第7条 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 第8条 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 第9条 本基本方針の廃止ならびに重要な改正

## 金融円滑化への取組み

### 地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでまいります。

#### 1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

#### 2. 金融円滑化に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等の相談受付については、全職員に対し、迅速かつ適切に対応するよう周知徹底を図っております。
- (2) 中小企業者等金融円滑化法の施行に併せて、営業店の融資カウンターにご相談窓口を設置しています。（平成21年12月4日～）
- (3) 審査部内に企業経営支援担当者を配置し、お客さまへのきめ細やかな経営改善支援にあたっています。
- (4) 当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者および個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談、経営指導、経営改善に関するきめ細かな支援に取組むこと、および住宅資金借入者に対する適正な相談対応が、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なりスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に、平成22年1月22日に「金融円滑化管理方針」を制定しました。
- (5) 「金融円滑化管理方針」に基づき、与信取引に係る金融円滑化管理に関する方針や組織体制等を定め、金融円滑化管理の実効性を高めることにより、信用の維持向上、および金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に、平成22年1月22日に「金融円滑化管理規程」を制定し、「金融円滑化管理統括責任者」および「金融円滑化管理責任者」を配置しました。

#### 3. 他金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等との緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

## 法令等遵守態勢

### コンプライアンス基本方針

当金庫は、金融機関業務を行うにあたり、あらゆる法律、政省令等の法規範に加えて、庫内規範及び倫理・社会規範を遵守し、当金庫に求められる公共的使命と社会的責任を果たし、お客さまの利益を擁護するため、以下の「コンプライアンス基本方針」を定め、これを遵守します。

（公共的使命および社会的責任）

- 1. 当金庫は、金融機関のもつ公共的使命および社会的責任の重さを常に認識し、健全かつ適正な業務運営を行い、お客さまを始めすべての利害関係者から信頼を得るために努力します。

(法令等遵守態勢の構築)

2. 当金庫は、信用金庫法を始めとするあらゆる法律、政省令等の法規範に加えて、庫内規範及び倫理・社会規範を遵守し、誠実かつ公正・適正な業務を行うことをお約束します。

(内部管理態勢の構築)

3. 当金庫は、質の高い内部管理態勢を構築し、法令等違反行為の抑止に努力します。

(顧客情報の保護)

4. 当金庫は、お客さまの情報をあらゆる法令等を遵守したうえで、厳格に管理し、外部漏えい等の事故が生じないように努力します。

(反社会的勢力の不当な介入の排除)

5. 当金庫は、法と秩序に違反し、公の安全に脅威を与える反社会的勢力を排除し、断固として対決します。

※本方針において「お客さま」とは、「当金庫を利用されている方および利用しようとしておられる方」を意味します。

※本方針において「業務」とは、金融機関の業務全般を意味します。

## 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## 顧客保護等管理態勢

当金庫では、お客さまの間で行われる全ての取引に関し、適切かつ十分な説明、情報漏えい防止のための管理、その他金融機関の業務に関して顧客保護や利便性向上のための適切な業務の管理及び金庫の方針等の明示に十分留意しています。また、お客さま相談センターを設置して相談・要望・苦情への適切な対応とお客さまのご意見を業務へ反映させることにより、顧客保護を基本としたサービス向上に努めております。

### 顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの意思を尊重し、その資産、情報及びその他利益を保護するため、以下に定める事項を誓約いたします。

1. お客さまとの取引に際しましては、法令等に従って金融商品の説明及び情報提供を適切且つ十分に行います。
2. お客さまからの相談または苦情等につきましては、当金庫本店及びお客さま相談センターにおいて、適切かつ十分な対応をいたします。
3. お客さまに関する情報につきましては、法令等に従って適切に取得し、厳正且つ安全に管理いたします。
4. お客さまとの取引に関連して、当金庫の業務を外部委託することにつきましては、お客さまの情報その他お客さまの利益を守るため、適切に外部委託先を管理いたします。
5. お客さまとの取引に際しましては、利益相反管理基本方針に則り、お客さまの利益が不当に害される恐れのある取引を適切に管理いたします。

※本方針において「お客さま」とは、「当金庫を利用されている方および利用しようとしておられる方」を意味します。

※お客さま保護の必要性のある業務は、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫の間で行われる全ての取引に関する業務です。

### 利益相反管理基本方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下、「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
    - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
    - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
    - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
  - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
  - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
  - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
  - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

- また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

## 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」及び「金融商品取引法」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図っています。

- ・当金庫は、お客さまの資産運用の目的、知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- ・金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明いたします。
- ・当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- ・当金庫は、事前にご了解をいただいていないお客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

## 金融ADR制度への対応

### 1. 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、店頭ポスター等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)にお取引のある本支店(電話番号は55ページ参照)、または当金庫お客さま相談センター(9時～17時 電話:0120-357-500)にお申し出ください。

### 2. 紛争解決措置

東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談センターもしくは全国しんぎん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談センターもしくは全国しんぎん相談所にお問合せください。

## 保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
  - 万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫が取扱う一部の保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限が課せられています。
  - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。
    - ① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
    - ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
  - (2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。
    - ・生存または死亡に関する保険金額等:1,000万円
    - ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
      - ① 診断等給付金(一時金形式):1 保険事故につき100万円
      - ② 診断等給付金(年金形式) :月額換算5万円
      - ③ 疾病入院給付金 :日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
      - ④ 疾病手術等給付金 :1 保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円
- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容及各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。  
佐野信用金庫 お客様相談センター 電話番号:0120-357-500  
FAX番号:0283-22-6628  
受付時間:当金庫営業日の午前9時～午後5時

## 個人情報保護宣言 (抜粋)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

## 自己資本管理態勢

当金庫は、内部留保による自己資本の積み上げなど財務内容の充実化を図っており、経営の健全化や安全性の向上に努めています。財務諸表の正確性については、信用リスクの算定や自己資本比率の算定において会計基準を遵守するほか、内部監査における検証、外部監査人（公認会計士）の監査を受けており適正に作成されていることを確認しております。

### 自己資本比率の推移

自己資本比率は、総資産に対する自己資本の割合を表す比率で、金融機関の健全性を示す代表的な指標であり、その値が高いほど各種リスクが顕在化したときの耐久力が充実していることを表しております。

なお、国内で営業をしている信用金庫の場合は、この自己資本比率が4%以上の水準であれば、経営が健全である金融機関とされております。

当金庫の自己資本比率は、国内基準4%を大きく上回る10.74%を確保しており引き続き健全経営を維持しております。

自己資本比率は基準を大きく上回っています。

国内基準4%に対し、  
佐野信用金庫は10.74%

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{コア資本}}{\text{リスクアセット総額}} \times 100$$



### コア資本

自己資本比率の分子であるコア資本は、一般貸倒引当金の減少から4,445百万円となりました。

### リスク・アセット総額

自己資本比率の分母であるリスク・アセットは、貸出金が減少したことや買入金銭債権等リスクウェイトの高いものが減少したことから41,361百万円と前期比1,208百万円減少しております。

(参考)自己資本比率と早期是正措置

区分	国内で業務を行う金融機関(信用金庫など)	早期是正措置の内容
自己資本比率	4%以上	経営体質が健全で問題がない金融機関
	4%未満	経営改善計画の提出と実行命令
	2%未満	資本増強計画の提出と実行命令、総資産の圧縮、業務の縮小、新規業務の禁止等
	1%未満	大幅な業務の縮小、合併または事業の一部廃止等
	0%未満	業務の全部または一部停止命令

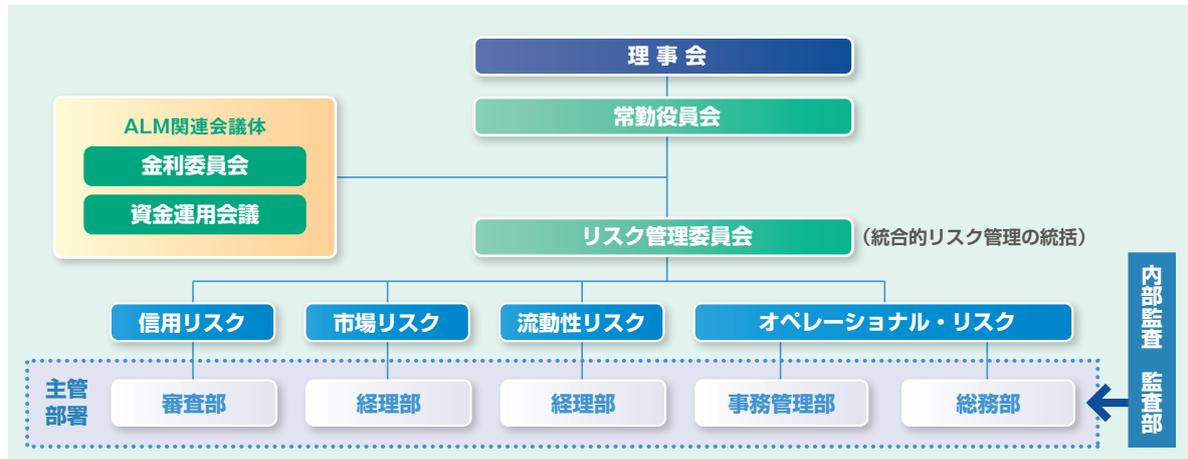
(注1)

平成10年4月から、金融機関の健全性を確保するための新しい監督手法として、早期是正措置制度が導入されました。早期是正措置とは、金融機関の自己資本の充実の状況によって金融庁が金融機関に対して必要な措置を行うものであり、信用金庫など国内で業務を行う金融機関は自己資本比率が4%以上であれば健全と判断され、4%未満になると経営改善計画の提出・実行命令や、業務停止命令等が発動されることとなります。

## 統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理とは、当金庫が直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク(与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等)も含めて、それぞれのリスク区分毎に評価したリスクを総合的に捉え、当金庫の経営体力(自己資本)と比較対照することによって自己管理型のリスク管理を行うことです。

それぞれのリスクとは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクであり、当金庫では主管部署が管理すべきリスクを適切に管理し、健全性と収益性の確保に努めております。



## 信用リスク管理態勢／資産査定管理態勢

### 信用リスク管理

信用リスク管理は、与信取引および市場取引に係る信用リスクを自己査定および企業信用格付に基づき適正に把握し、適切な態勢整備を行うとともに、ポートフォリオ管理により資産(オフバランス資産を含む)の健全性の確保と収益性の向上を図ることを目的としています。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、お客さまの財務内容の改善支援活動や審査部門の充実に努めるとともに、貸出資産の保全・管理および不良債権回収の促進を図っております。また、内部研修の実施や外部研修への受講生派遣、本部から営業店への臨店指導など、審査管理能力の向上に取り組んでいます。

信用リスクおよび資産査定の管理態勢に対しては、「企業信用格付システム」、「自己査定支援システム」、「不動産担保評価管理システム」を利用して資産の実態把握に努め、厳格な自己査定を行い、内部監査や外部監査人の監査を受け、適正な償却引当を行いました。

### リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

項目		平成25年3月末	平成26年3月末
内 訳	破綻先債権	29	4
	延滞債権	561	1,475
	3ヶ月以上延滞債権	15	5
	貸出条件緩和債権	1,019	978
リスク管理債権合計①		1,625	2,463
保全状況	担保・保証の評価額	1,102	1,429
	個別貸倒引当金	76	301
	貸倒引当金	113	41
保全措置済みの合計②		1,292	1,773
保 全 率 ② ÷ ① (%)		79.51	71.98

(注1) 破綻先債権とは、経営が破綻した与信先の債権。会社更生法・更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産手続開始、会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者や、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金。

(注2) 延滞債権とは、事業は継続中であるが、収益力の不足や資産内容の劣化により経営状態が悪化し、債務者の自助努力のみでは事業好転の見通しが立ちにくい状態で、今後、経営破綻に陥る可能性があると思われる貸出金。

(注3) 3ヶ月以上延滞債権とは、貸出金の元金もしくは利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」「延滞債権」を除いた貸出金。

(注4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図り、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債務放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で「破綻先債権」「延滞債権」「3ヶ月以上延滞債権」を除いた貸出金。なお、21年12月「中小企業金融円滑化法」の施行に基づき、貸出条件緩和債権の見直しを行っております。

(注5) 担保・保証額は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込み額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

(注6) 個別貸倒引当金は、破綻先債権、延滞債権に対して個別に引当てした金額です。

(注7) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金のうち、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権に対して引当てした金額です。

当金庫では、自己査定で無価値または回収不能と認定した債権を貸倒償却として債権額から直接減額する会計処理を行っております。平成25年度の直接減額の金額は17百万円であります。

## 金融再生法に基づく開示債権の状況

(単位：百万円)			(単位：百万円)			
項目	平成25年3月末	平成26年3月末	項目	平成25年3月末	平成26年3月末	
破産更正債権およびこれらに準ずる債権	202	255	保全状況	担保・保証の評価額	1,106	1,430
危険債権	393	1,225		個別貸倒引当金	76	301
要管理債権	1,034	984		貸倒引当金	113	41
金融再生法開示債権計①	1,630	2,465	保全措置済みの合計②	1,296	1,774	
正常債権	42,944	40,714	保全率②÷①(%)	79.51	71.98	
合計	44,574	43,179	担保・保証等控除後債権に対する引当率(%)	36.30	33.23	

(注) 対象債権は「貸出金」「未収利息」「仮払金」「外国為替」「貸付有価証券」「債務保証見返」です。

- (注1) 破産更正債権およびこれらに準ずる債権とは、会社更生、民事再生、破産などの事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれに準ずる債権です。
- (注2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財務内容および経営成績が悪化し、約定に従った元金の回収および利息の受取ができなくなる可能性がある債権です。
- (注3) 要管理債権とは、3ヶ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に該当する債権で、破産更正債権およびこれに準ずる債権、危険債権を除いた債権です。
- (注4) 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、破産更正債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外の債権です。
- (注5) 担保・保証額は、自己査定に基づいて計算した担保処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- (注6) 個別貸倒引当金は、破産更正債権およびこれらに準ずる債権、危険債権に対して個別に引当てした金額です。
- (注7) 貸倒引当金は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。

## 貸出金償却額

(単位：百万円)			
	24年3月期	25年3月期	26年3月期
貸出金償却額	69	116	11

## 貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)						
		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成24年度	253	266	—	253	266
	平成25年度	266	136	—	266	136
個別引当金	平成24年度	229	77	73	156	77
	平成25年度	77	302	5	72	302
合計	平成24年度	483	343	73	409	343
	平成25年度	343	439	5	338	439

## 市場リスク管理態勢／流動性リスク管理態勢

資産(貸出、有価証券など)・負債(預金など)双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動をもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などの市場リスク、および流動性リスクなどに対応するため、当金庫では、経済、金利見通しなどにに基づき、金利委員会、資金運用会議で運用、調達の方針の策定、検討を実施しています。また、流動性リスクについては、支払準備資産を信金中央金庫へ預け入れるとともに信金中央金庫が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ体制が整っております。今後とも、より健全な資産・負債のバランス、収益体質の維持・管理体制の充実に努めてまいります。

(注)流動性リスクとは、金融機関に対する信用力の低下や、資産の運用・調達の極端な不一致等から、急速な資金の流出に対応できなくなるリスクです。

## オペレーショナル・リスク管理態勢

オペレーショナル・リスクとは、事務リスク、システムリスク、その他のオペレーショナル・リスクに分けられます。

事務リスクとは、業務上のミスや不正により損失を被るリスクのことです。当金庫では本部監査部門が営業店や本部に対し定期的に臨店監査を実施するとともに、店内監査の月例実施を義務づけているほか、日常の事務ミス防止のための内部規程を整備するなど、ミスや不正に対しての未然防止に努めています。

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンや誤作動及びコンピュータシステムの不正使用等により、当金庫が損失を被るリスクのことです。当金庫では主要システムをしんきん共同センターに委託しており、コンピュータやデータの管理を安全対策基準に基づき運用しています。また、しんきん共同センターでは、万一の大規模地震やシステム障害に備えてバックアップセンターを設置し、データバックアップを行っています。当金庫は庫内におけるコンピュータ設置に関して自然災害、侵入・破壊等の不法行為及び機器故障等から守るための対策を講じているほか、コンピュータ処理に係る組織・責任体制、セキュリティ管理、外部委託先管理に関する規程等の整備や承認手順について適切に運用を図っています。

その他のオペレーショナル・リスクとは、法務・人的・有形資産・風評リスクに細分化され、各リスクを発端とした損失を被ることです。当金庫の経営・地域社会に与える影響を認識し、経営の透明性を高めるとともに、その他のオペレーショナル・リスクが顕在化した場合、迅速かつ適切な対応により、その沈静化・事態の収拾を図り、生じた影響を最小限にとどめるほか、再発防止に努める等適切なリスク管理態勢を構築しております。

# 業界の総合力

## 信用金庫 地域経済のパートナー

- 金庫・店舗数……………全国267金庫 7,446店舗
- 従業員数……………11万2千人
- 資金量……………128兆円
- 出資者……………928万人

### 全国信用金庫協会

関係省庁に対する連絡、各種業務の開発、スケールメリットを生かした広報などを行っています。

#### 関東信用金庫協会

関東甲信越地区の49金庫が加盟し、共同事業や人材育成、福利厚生などを行っています。

#### 栃木県信用金庫協会

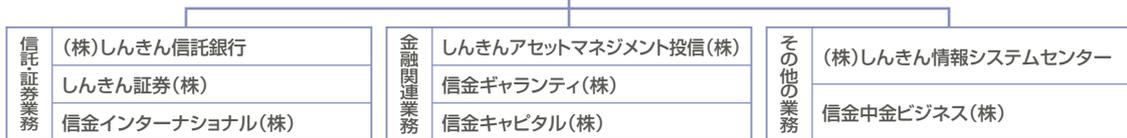
県内6信用金庫で組織し、様々な共同施策や情報交換などを行っています。

## 信金中央金庫 信用金庫のセントラルバンク

- 総資産……………30.9兆円
- 邦銀トップクラスの格付……………AA (格付機関JCR)
- 自己資本比率……………37.84%
- 優先出資証券……………東京証券取引所に上場
- 不良債権比率……………0.63%

### 信金中央金庫グループ

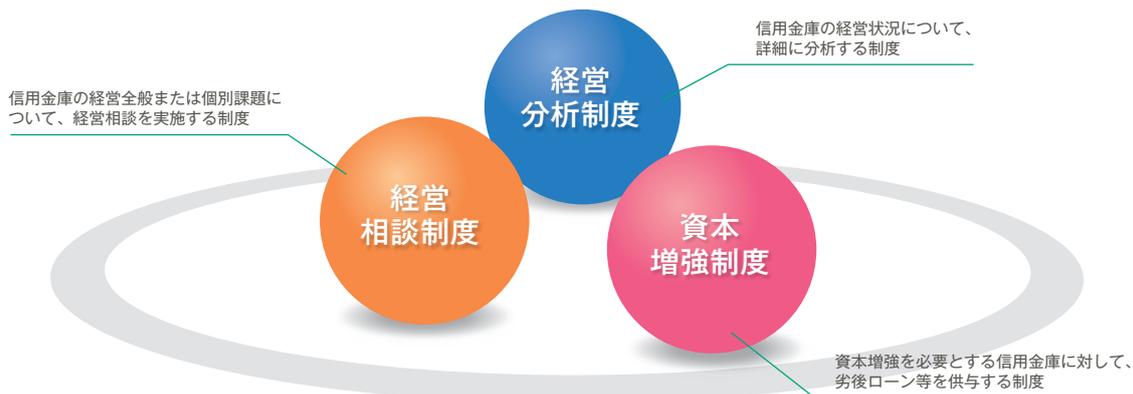
#### 信金中央金庫 (SCB)



### 信用金庫経営力強化制度

経営力強化制度は、個別信用金庫の健全性を確保し、もって業界全体の信用力の維持・向上を図るため、平成13年4月に信用金庫、全国信用金庫協会および信金中央金庫による信用金庫業界の総意に基づき創設された制度です。

当制度は、①経営分析制度、②経営相談制度、③資本増強制度の3点にて構成されており、信金中央金庫はこれら制度の適正かつ円滑な運営を通じて、信用金庫業界の信用力をより一層向上させるため、積極的な役割を發揮しています。



## しんきん共同センター

信用金庫の業務の効率化を目的に、預金・貸出金等のコンピュータ処理と事務サポートを行っており、メガバンク・他業態システムセンターと同水準のシステム開発費を投入しております。

平成25年4月に全国にあった地区センターを統合する形で「一般社団法人しんきん共同センター」が発足、システム開発・維持の更なる効率化を図っております。

## しんきん情報サービス

業務支援・事務集中支援・業務受託・支援ソフト開発・サプライ品の共同調製などの信用金庫業務に付随した各種サービスを全国の信用金庫に提供しています。

# 業務内容のご案内

『つなぐ力』を基本に地域の企業さまや  
個人の皆さまの良きパートナーを目指します。

## 預金業務・各種サービスのご案内

当金庫では、給与・年金のお受け取りや各種引落し、資産の形成・運用として、各種預金・サービスをお取り扱いしております。

また、年金や諸手当受給者、退職金預入者向けの金利上乘せ定期預金の取扱いも行っております。

その他、当金庫のキャッシュカードは、ATMの機能アップや稼働時間の拡大、しんきんゼロネットサービスによるネットワークの充実等により便利にご利用いただけます。また、セキュリティが高く振込先データのカード内登録等ができるICキャッシュカードは全店でご利用いただけます。

預 金		最低預入額	
種 類	内 容 ・ 特 色		
新型貯蓄預金	「有利さ」と「便利さ」をひとつにセットした商品です。ちょっとした定期預金なみの金利で貯めながら、何回でもご自由に出し入れができます。また、普通預金との間で自動的に預け替えるスウィングサービスもご利用いただけます。もちろん、キャッシュカードもご利用いただけます。	1円	
総合口座	「給与」や「年金」のお受け取りの他、各種公共料金の自動支払に便利な1冊です。定期預金や定期積金をセットすることにより、一定残高まで自動的にお借入もできます。キャッシュカードは全国の信用金庫・都銀・地銀等、MICS加盟の金融機関でご利用いただける他、デビットカード加盟店ではショッピングにもご利用いただけます。	1円	
決済用普通預金 <無利息型>	「無利息」「要求払い」「決済サービス提供可能」を特徴とした、ペイオフ解禁後も全額保護される預金です。なお、給与や年金のお受取、公共料金の自動支払ができ、総合口座と同様にご利用いただけます。	1円	
定期積金	コツコツと着実に、「さのしんのステップアップ積金」は、長期契約ほどお得な「契約期間別金利設定」としてありますので、あせらずじっくりと貯蓄をしていただけます。	1千円	
定期預金	一般的な「スーパー定期」、1,000万円以上の「大口定期」、市場の金利に応じて金利が変動する「変動金利定期」、半年経過後は払戻し自由の「定額複利預金フリーダム」など、多彩なラインナップを揃えております。目的に応じてご利用ください。	スーパー定期S型	1千円
		スーパー定期M型	3,000千円
		大口定期	10,000千円
		変動金利型定期預金	1千円
		定額複利預金フリーダム	10千円
外貨定期預金	資金のドル建てへの分散投資を基本としています。円貨への転換に際しては、円高になると為替差損が生じ元本割れの可能性もある「ハイリターン&リスク」が特徴の定期預金です。満期時の受取り円貨額を確定する為替予約の締結もできます。	1千ドル	

\*ローン&マネープラザにおいて各種ローンをお申込の個人のお客さまに限り、総合口座、決済用普通預金<無利息型>を預入額0円にてご新約いただけます。

## 各種サービス

種 類	ご 案 内
でんさいネットサービス	株式会社全銀電子債権ネットワークが提供する電子記録債権で手形・小切手に代わる新たな決済手段として平成25年2月より当金庫も提供を開始いたしました。お客さまのパソコンからでんさいの発生（手形でいうところの振出）、譲渡、分割等ができるサービスです。 ※ご利用は法人・個人事業主さまが対象となります。 ※ご利用申込後、当金庫による審査がございます。審査の結果、ご希望に添えない場合がございますので予めご了承ください。
テレホンバンキング	電話で「残高照会」や「振込」「定期預金お預入」などができるサービスです。お忙しくてご来店できない時など便利です。 ◆サービスご利用時間 平日 土・日・祝日 自動音声応答サービス 8:00~23:59 8:00~23:59 オペレーターサービス 9:00~21:00 9:00~17:00 ◆サービスご利用電話番号 一般電話 0120-841-224（通話料無料） 携帯・PHS 03-5783-2576（通話料お客さま負担）
モバイルバンキング	iモードご契約の方は、携帯電話で「残高照会」「振込・振替」がご利用になれます。iモード端末でご利用できます。 ◆サービスご利用時間 平日/8:45~21:00 土・日/9:00~17:00 ◆アドレス <a href="http://www.shinkin.co.jp/sano/i-mode/">http://www.shinkin.co.jp/sano/i-mode/</a>
WEB-FBサービス (法人のお客さま)	パソコンから接続するインターネットを利用し、さのしんのホームページから残高照会、入出金取引の照会、給与振込、総合振込、口座振替ができるサービスです。 ID・パスワードによる本人認証と暗号化による通信を採用しています。

WEBバンキング (個人のお客さま)	パソコン・スマートフォンから接続するインターネットを利用し、さのしんのホームページから残高照会、入出金取引の照会、振込ができるサービスです。ID・パスワード・ワンタイムパスワードによる本人認証と暗号化による通信を採用しています。
さのしん収納サービス 「Pay-easy(ペイジー)」	金融機関と収納機関をネットワークで結ぶことにより、お客さまのパソコンから公共料金や税金等の払込ができるサービスです。ID・パスワードによる本人確認と暗号化による通信を採用しています。
デビットカード	さのしんのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、デビットカード加盟店でお買物をする場合、キャッシュカードを提示することで口座残高の範囲内でキャッシュレスでお買物ができます。お支払はカードを機械に通し、暗証番号を入力すると即座に口座から支払額が引き落としになり、クレジットカードと異なり使いすぎの心配はありません。なおこのサービスご利用のお申込みは不要です。
しんきん ゼロネットサービス	信用金庫の自動機(CD・ATM)は、全国どこでもキャッシュカードのご利用手数料が以下の時間帯は無料でご利用いただけます。 ◆ゼロネットサービスの時間帯 平日/8:45~18:00の入出金 土曜日/9:00~14:00の出金 ※本サービスの対象とならないしんきんATMが一部ございます。
とちまるネットサービス	栃木県内の7金融機関(当金庫・足利銀行・栃木信金・烏山信金・大田原信金・真岡信組・那須信組)の平日ATMでキャッシュカードを利用した相互の出金が無料でご利用いただけます。平日/8:45~18:00の出金
ATM通帳記帳 サービス	全国220信用金庫(26年6月時点)のATMで相互に通帳の記帳をご利用いただけます。 ※栃木県内6信用金庫はご利用可能です。他県信用金庫でのご利用については、ご利用の信用金庫か当金庫にお問い合わせください。 ※通帳の繰越しはできませんので、記帳欄が一杯となった場合は通帳発行店舗へお越しください。
貸金庫	貴重品を金庫室で安全に保管し、盗難、火災、など不慮の事故からお守りいたします。
夜間預金金庫	売上代金などを夜間その日のうちに預かりし、翌日付で指定口座へ入金いたします。
しんきんファクシミリ 振込サービス	お客さまのお持ちのファクシミリを使い、振込手続きを金庫に出向くことなく、在宅のまま振込することができます。
カード会社キャッシング サービス	当金庫のATMで銀行系、流通・信販系カード会社のキャッシング(お借入)やご返済ができる「さのしんキャッシングサービス」をご利用いただけます。
コンビニ収納サービス	企業の販売代金等を全国のコンビニ店舗でお客さまから料金収納を行い、回収した資金の入金および料金収納情報を企業へご提供するサービスです。365日24時間営業のコンビニを利用することで売掛金回収の効率化が図れ、お客さまにとっても利便性が向上します。
ATM時間外 手数料無料サービス	住宅ローン・各種消費者ローンをご契約頂いたお客さまは、当金庫ATMをしんきんゼロネットサービス時間外でも無料でご利用いただけます。 ※ローン契約の主たる契約者がサービスの対象となります。ご利用際は別途申込が必要です。

## 融資業務のご案内

当金庫では、地域の皆さまの資金ニーズに幅広くお応えできるよう、小口多数取引に徹し数多くの商品、サービスをご用意しております。

事業者の皆さま方には、手形割引や手形貸付、証書貸付をご用意しているほか、事業者カードローン等当座貸越がございます。

個人向け商品には、自動車購入資金、教育資金やお買物、ご旅行、冠婚葬祭などの暮らしに必要な資金のほか、住宅の購入、新築、増改築や住宅用地の購入のための資金など、魅力ある商品を取りそろえております。

また、当金庫では、栃木県、佐野市、栃木市の制度融資のほか、商工会会員福祉共済融資制度や、信金中央金庫、日本政策金融公庫、住宅金融支援機構などの代理業務融資も積極的に取扱いさせていただいております。

## 主な個人向け融資

種類	内容・特色
新型住宅ローン 「NEWスマイル」	お客さまご本人またはご家族がお住まいになるための住宅の新築や増改築、住宅や土地の購入などのためのローンです。6,000万円以内、35年以内。変動金利と固定金利が選択できます。満20歳以上65歳未満の方で、最終返済時に満80歳を超えない、安定した収入のある方がご利用になれます。
さのしんスペシャル 住宅ローン	お客さま本人が所有(共有含む)し、お客さま本人が居住する住宅の新築や増改築、住宅や土地の購入などのための無保証扱いのローンです。1億円以内(但し前年年収の5倍以内)、30年以内。変動金利と固定金利が選択できます。満22歳以上65歳以下の方で最終返済時に満75歳を超えない、直近3年間の年収がすべて300万円以上ある方がご利用になれます。
カーライフプラン	自動車の購入・点検修理・免許の取得費用などにご利用いただけるローンです。500万円以内、8年以内、変動もしくは固定金利。担保・保証人不要。満20歳以上の安定した収入のある方で、しんきん保証基金の保証を受けられる方がご利用になれます。
個人ローン	ご旅行やお買物など、快適な暮らしのためにご利用いただけます。500万円以内、8年以内、変動もしくは固定金利。担保・保証人不要。しんきん保証基金の保証を受けられる方がご利用になれます。
学資ローン「蛭雪」	入学金・授業料等学校へ納付する資金やお子さまへの仕送りにご利用いただけます。在学中は、元金の返済は不要です。500万円以内、最長9年6カ月以内、変動金利。満38歳以上で最終返済時65歳以下の安定した収入のある方で、原則としてセディナの保証を受けられる方がご利用になれます。
福祉プラン	手すりの設置・車椅子の購入など介護が必要なご家族のためにご利用いただけます。500万円以内、8年以内、変動もしくは固定金利。担保・保証人不要。しんきん保証基金の保証を受けられる方がご利用になれます。
リフォームプラン	お客さまご本人がお住まいになっているご自宅のリフォーム・修繕工事のためのローンです。1,000万円以内、15年以内、変動もしくは固定金利。担保・保証人不要。満20歳以上の安定した収入のある方で、しんきん保証基金の保証を受けられる方がご利用になれます。

カードローンきゃっする	最高500万円までご利用いただけるスピーディーで便利なカードローンです。 信金ギャランティの保証を受けられる方がご利用になれます。
スマイルプラン	お気軽に10万円から最高200万円までご利用いただけます。 クレディセゾン保証を受けられる方がご利用になれます。

## ■ 主な事業者向け融資

種類	内容・特色
短期事業資金のご融資	売上の増加に伴う業容の拡大、決済条件の変更あるいは決算、賞与資金等、事業者の短期資金需要にお応えするために、さのしんでは、手形割引や手形貸付による一般的なご融資のほか、あらかじめ設定したご融資限度内で繰り返し借入、返済が可能な当座貸越をご用意いたしております。
長期事業資金のご融資	新規事業の展開や業務の拡大による設備資金やそれらの業務が軌道に乗るまでの運転資金など、長期の資金需要にお応えするため、さのしんでは、証書貸付による一般的なご融資のほか、創業または新事業を行うため必要となる運転資金および設備資金も取扱いしております。
制度融資	栃木県・佐野市・栃木市の制度融資のほか商工会会員福祉共済融資制度も取扱いしております。佐野商工会議所会員様向けの提携ローンもご利用になれます。
プライムセレクト5000	運転資金にお使いただけ、あらかじめ設定したご融資限度範囲内にて、スムーズ&スピーディーに借入できる商品です。ご利用限度額は、1,000万円～5,000万円。信用保証協会の保証を受けられる法人事業者の方がご利用になれます。
代理貸付	信金中央金庫・日本政策金融公庫等の代理貸付もご利用になれます。
シミュレーションサービス	設備やアパートなどの投資計画については、幅広い角度から検討を行い、シミュレーションによるお借り入れ資金のご返済計画をお手伝いいたします。

## ■ 為替業務のご案内

当金庫では、全国の金融機関への送金、振込、代金取立等のお取扱いを行っており、数多くのお客さまにご利用いただいております。

当金庫の各店舗は、全国信用金庫データ通信システム、全国銀行データ通信システムによる為替網を通じて、全国の信用金庫はもとより、銀行等の民間金融機関とオンラインで結ばれており、迅速かつ正確に取扱っております。

外国為替の取扱いに関しては、海外送金、輸出入取引等のサービスを信金中央金庫の提供するサービスの取り次ぎを行う形にて対応しております。

また、外国通貨(米ドル)の両替も取扱っております。

## ■ 為替

種類	ご案内
国内送金・代金取立	全国の金融機関への送金、振込、代金取立等のお取扱いを行っており、数多くのお客さまにご利用いただいております。各店舗は全国信用金庫データ通信、全国銀行データ通信システムによる為替網を通じて、全国の信用金庫はもとより、銀行間の民間金融機関とオンラインで結ばれており、迅速かつ正確に取扱っております。
外国送金・クリーンチェック取立等	外国為替の取扱いに関しては、「海外送金」「クリーンチェック等取立」「輸出入取引に関わるL/Cの発行」等サービスが信金中央金庫を通じてご利用になれます。
全国ネットCD オンライン提携	全国の信用金庫とは「しんきんネット」により業務提携を行っておりますので、7,446店舗でご利用できます。信用金庫のCD・ATMによるご入金・ご出金・残高照会が利用できるほか、窓口でのご入金・ご出金もできます。また、全国キャッシュサービス(MICS)加盟の提携金融機関とは、それぞれが保有するCD・ATMを相互に利用してご出金、残高照会ができます。(主要銀行、地方銀行、第二地銀、信託銀行、信用組合、労働金庫、JA、新生銀行、商工中金、ゆうちょ銀行、株式会社セブン銀行、株式会社イオン銀行)

## ■ 証券業務

当金庫では、昭和59年1月に証券業務を開始して以来、お客さまの資金運用などのお手伝いをしております。平成15年3月以降は個人向け国債を順次取扱い開始し、現在は、3・5・10年の個人向け国債を取扱いしております。また、投資信託については、お客さまの資金運用のご要望に広くお応えするため、平成26年1月よりNISA(少額投資非課税制度)を導入しております。

### ● 「投資信託」取扱商品一覧

投資対象・分類	ファンド名・設定・運用会社	投資対象・分類	ファンド名・設定・運用会社	
債券型	国内	株 式 型	バランス運用型	しんきん3資産ファンド(毎月決算型) 【しんきんアセットマネジメント投信】
			パッシブ運用	しんきんインデックスファンド225 【しんきんアセットマネジメント投信】
	海外	アクティブ運用	国 内	ダイワ・バリュー株オープン(愛称:“底力”) 【大和証券投資信託委託】
			国 外	しんきんJリートオープン(毎月決算型) 【しんきんアセットマネジメント投信】
		不動産 投信型	国 内	三井住友グローバルリートオープン(愛称:“世界の大家さん”) 【三井アセットマネジメント】
			国 外	

☆いずれのファンドも、1万円以上1円単位でご購入いただけます。  
☆いずれのファンドも、定時定額(積立型)によりご購入いただくこともできます。  
★投資信託のお申込の際には、予め或いは同時にお渡しする目論見書にて、必ず内容をご確認ください。

### ● 「個人向け国債」取扱商品一覧

3年償還 固定金利制	1万円～	5年償還 固定金利制	1万円～	10年償還 変動金利制	1万円～
------------	------	------------	------	-------------	------

## 保険業務のご案内

当金庫では平成13年4月より金融機関による保険窓口販売が解禁になったことに伴い、住宅ローン関連の長期火災保険、債務返済支援保険や海外旅行傷害保険などの保険商品を取扱開始しました。

平成14年10月以降、個人のお客さま向けに個人年金保険の取扱いを開始し、以降生命保険や医療保険商品を順次取扱開始し、万一の病気やけがに備えた保険商品を取り揃えております。その他、お子様の将来に備えた学資保険の取扱いもしております。

### ■ 損害保険

種類	ご 案 内
しんきんグッドすまいる (マンション用含む) (共栄火災海上保険)	幅広い補償内容でご納得いただける保険料がおすすめの【火災保険】です。また、ご契約の金額を「再調達価額」で設定しますので、将来の物価上昇などで金額が変動する場合には、幹事保険会社から保険金額調整と保険料の請求・返還を行い、適正な保険金額を維持しますので、長期にわたってご安心いただけます。
しんきんグッドサポート (共栄火災海上保険) (損害保険ジャパン)	病気やケガで働けなくなった場合の返済をサポートする【債務返済支援保険】です。 8大疾病により働けなくなった場合の返済をサポートする【債務返済支援保険】です。
しんきんグッドパスポート (共栄火災海上保険)	海外旅行中のケガや病気の補償を行なうとともに、生活習慣の違う海外での予期せぬ賠償責任や携帯品の損害、航空機の遅延といったアクシデントやトラブルに備える保険です。
しんきんメンバーズ保険 (共栄火災海上保険)	国内外での急激かつ偶然に起こった外来の事故によるケガを保障し、また専用ダイヤルサービスにより健康・法律・介護福祉等あらゆる相談についての情報提供を行う、当金庫出資会員を対象とした傷害保険です。

### ■ 生命保険(個人年金保険)

種類	ご 案 内
しんきんらいふ年金FS (フコクしんらい生命)	<b>定額年金保険(3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険) / 一時払型・積立型</b> 将来お受け取りになる基本年金原資が契約時に約定された年金保険です。年金のお受け取りは、確定年金定額型(5年・10年)があります。所定の要件を満たせば個人年金保険料控除の対象となります。
アフラックの個人年金 (アメリカンファミリー生命)	<b>定額年金保険(無選択タイプ) / 積立コース・全期前納コース</b> 将来お受け取りになる基本年金原資が保証された年金保険です。月々の払込、保険期間全ての保険料を前納する全期前納払込ともに、所定の要件を満たせば個人年金保険料控除の対象となります。年金のお受け取りは、5年・10年確定年金から選択いただけます。

### ■ 生命保険(一時払終身保険)

種類	ご 案 内
ふるはーとWステップ (住友生命)	職業のみの告知でお申込みいただける終身保険です。ご契約当初10年間の死亡保険金額が低く設定されていることで、キャッシュバリュー(返戻率)が高く、将来への備えとしてお使いいただけます。また、一生の死亡保障を確保でき、ご家族等へ残す保険としてもお使いいただけます。
未来の自分が決める保険 WAYS(ウェイズ) (アメリカンファミリー生命)	保険料を上回る死亡保障が受けられるほか、年代ごとに最適なプランを選ぶことができ、将来のニーズに合わせて「医療保障」「介護年金」「年金」の自分にあったコースを選択可能な終身保険です。
積立利率変動型終身保険 (三井住友海上あいおい)	死亡・高度障害を一生保障するほか、金利変動に対応し、保険金額・解約返戻金が増加するしくみがあり、払込期間満了後に受取方法を「年金受取」や「介護年金受取」に移行することができる終身保険です。

### ■ 生命保険(医療・がん保険)

種類	ご 案 内
&LIFE新医療保険A (三井住友海上あいおい生命)	<b>医療保険(終身保障タイプ)</b> 病気やケガによる入院・手術を一生保障するほか、特定の先進医療について実費・交通費を保障するなど手厚い保障が特徴の医療保険です。
ちゃんと応える医療保険 新EVER(エヴァー) (アメリカンファミリー生命)	<b>医療保険</b> 病気やケガを日帰り入院から一生保障、また約1,000種類の手術保障、先進医療保障、プランにより通院時の保障も受けられる医療保険です。
健康に不安がある人も入りやすい医療保険 もっとやさしいEVER(エヴァー) (アメリカンファミリー生命)	<b>医療保険</b> 病気やケガを日帰り入院から一生保障、また約1,000種類の手術保障、先進医療保障、プランにより通院時の保障も受けられるほか、ご加入前にかかっていた病気が悪化した場合の入院・手術保障も受けられる医療保険です。
新健康のお守り (NKSJひまわり生命)	<b>医療保険</b> 手厚い「入院・手術」保障、また先進医療の技術料を通算1,000万円まで保障することができ、「だんだん割」付きで保険料が最大50%割引になる医療保険です。
生きるためのがん保険 Days(デイズ) (アメリカンファミリー生命)	<b>がん保険</b> 進歩するがん治療に合わせ、入院・通院・手術・放射線・先進医療を保障、また女性の方には特約コースを付加することができ、プランにより抗がん剤治療を保障することができるがん保険です。

### ■ 生命保険(学資保険)

種類	ご 案 内
アフラックの 夢みるこどもの学資保険 (アメリカンファミリー生命)	「学資一時金」と「学資年金」の受取総額が払込保険料を上回り、払込期間を「18歳払済」「17歳払済」「10歳払済」から選べる貯蓄性を重視した学資保険です。

## 手数料のごあんない

### ■ さのしん融資事務手数料一覧表【単位：円（税込）】

融 資 手 数 料	摘 要	料 金
消費者ローン事務取扱手数料		3,240
融資変更手数料(条件変更)		
事業資金	繰上返済・一部繰上返済・金利の引下・返済方法の変更 返済金額変更・固定金利から変動金利の変更・その他変更など	10,800
消費者ローン	上記に同じ	5,400
住 宅 ロ ー ン		
一部繰上返済		5,400
全額繰上返済	500万円未満	21,600
	5～100万円未満	32,400
	100万円以上	43,200
融資変更(条件変更)など	金利の引下・返済方法の変更・返済金額の変更・固定金利から変動金利への変更 ・その他変更など	10,800
不動産担保事務手数料		
担保設定	新規設定・追加設定・極度変更・その他変更・全部解除・一部解除など 事業資金に係わるもの	21,600
担保解除	住宅ローン・消費者ローン・その他	10,800
	事業資金に係わるもの	10,800
住宅ローン・消費者ローン・その他		5,400
そ の 他 手 数 料 等		
保証書発行手数料(再発行含む)		1,080
手形貸付手形用紙代		108

### ■ さのしん硬貨取扱手数料一覧表【単位：円（税込）】

硬貨枚数	1～300枚	301～500枚	501～1,000枚	1,001～2,000枚	2,001～3,000枚	以降1,000枚毎に
手数料	無料	216	432	648	864	216円加算

●お取扱1件あたりの手数料

●両替の場合は、お客さまのお持込枚数とお受け取り枚数の多い方を対象とします。

●1営業日における、複数回のお持込みは、枚数を累積カウントし基準枚数を超えた場合該当の手数をいただきます。

■無料のお取引

1. 汚損した硬貨の両替、ご入金 2. 紙幣については、従来どおり無料でお取扱いさせていただきます。3. 両替機ご利用で包装硬貨以外の場合

### ■ さのしんでんさいネット手数料一覧【単位：円（税込）】

#### 1.基本手数料

手数料種類	手数料金額
月額基本料	0
手数料金額	0

#### 2.各記録請求1件あたりの手数料

手数料種類	手数料金額	申請方法	手数料お支払い方法
発生記録/譲渡記録(単独)/譲渡記録(分割)/単独保証記録/支払等記録(口座間送金決済以外)	324	お客さまが使用するパソコンで操作いただけます。	ご指定口座から自動引き落としさせていただきます。
申請方法		お客さまが使用するパソコンで操作いただけます。	
手数料お支払い方法		ご指定口座から自動引き落としさせていただきます。	

#### 3.変更、開示、訂正等にかかる1件あたりの手数料

手数料種類	手数料金額	申請方法	手数料お支払い方法
債権内容に係る変更記録	324	お客さまが使用するパソコンで操作いただけます。	ご指定口座から自動引き落としさせていただきます。
	3,240		
開 示	3,240	取扱店窓口へ書類を提出 いただけます。	取扱店窓口でお支払 いただけます。
	3,240		
	5,400		
訂正・回復	324	お客さまが使用するパソコンで操作いただけます。	ご指定口座から自動引き落としさせていただきます。
	3,240		
発生記録以外の情報なし	324	取扱店窓口へ書類を提出 いただけます。	取扱店窓口でお支払 いただけます。
発生記録以外の情報あり	3,240		
訂正内容煩雑	訂正内容に応じた手数料		
支払等不能事由の 通知の訂正 (取消・照会を含む)	3,240		

#### 4.緊急時代行受付1件あたりの手数料

手数料種類	手数料金額
発生記録請求/譲渡記録請求(単独)/譲渡記録請求(分割)/単独保証記録/支払等記録	無料
金庫側の障害によるもの	5,400
お客さまの都合によるもの(パソコン故障等)	5,400
手数料お支払い方法	原則、取扱店窓口でお支払いいただけます。

●当金庫が定める上記手数料を当金庫にお支払いいただけます。●手数料は予め指定された決済口座から自動的に引き落としさせていただきます。但し、当金庫所定の書面を当金庫の取扱店にご提出いただく方法で取り扱うものについては、決済口座からの自動引き落としでなく、取扱店で手数料をお支払いいただけます。

## ■ 為替手数料 【単位：円（税込）】

### ● 為替手数料

振 込		料 金	
		本支店宛	他行・他金庫宛
窓口扱い (電信・文書)	3万円以上	540	864
	3万円未満	324	648
FB扱い	3万円以上	216	540
	3万円未満	無料	324
WEB-FB (法人)扱い	3万円以上	216	540
	3万円未満	無料	324
WEBバンキング (個人)扱い	3万円以上	無料	432
	3万円未満	無料	216
HB扱い テレサービス	3万円以上	324	648
	3万円未満	108	432
FAX振込 サービス	3万円以上	324	648
	3万円未満	108	432
送 金		本支店宛	他行・他金庫宛
電信扱い		取扱わない	864
送金小切手			648
代金取立		本支店宛	他行・他金庫宛
※割引手形・担保手形を対象		当所	他所
至急扱い		432	※216 864
普通扱い		432	※216 648
配当金領収証		540	
その他			
不渡返却料金		864	
取立手形組戻料金		864	
取立手形店頭呈示料		864	
864円を超えるときは実費			
振込・送金組戻		864	
振込訂正依頼手数料		648	

●ファクシミリ振込サービス、テレホンバンキング、WEBバンキング、モバイルバンキング利用による振込は所定料金の210円安

●WEB-FB、WEBバンキング(HB)、データ伝送(FB)利用による店内振込は無料。

### ● 同一店舗内振込手数料

会 員		料 金	
		3万円以上	216
非会員	3万円以上	1件につき	432
	3万円未満	1件につき	216

### ● ATM振込

	料 金					
	同一店舗内		本支店宛		他行・他金庫宛	
	キャッシュカード	現金	キャッシュカード	現金	キャッシュカード	現金
3万円以上	無 料	216	216	324	540	648
3万円未満	無 料	無料	108	108	324	432

### ● ATMネット利用料

		料 金		
		当金庫カード	他金庫カード	他行カード
平 日	8:00~ 8:45	108	108	216
	8:45~18:00	無 料	無 料	108
	18:00~22:00	108	108	216
土曜日	8:00~ 9:00	108	108	216
	9:00~14:00	無 料	無 料	108
	14:00~21:00	108	108	216
日曜日	8:00~21:00	108	108	216
祝 日	8:00~21:00	108	108	216

(注)他行カードで手数料216円のお取引を行った場合、22年6月18日の利息制限法施行以降は、他行のカード取扱方針によっては「取引不可となる」「手数料の内108円を金融機関が負担する」場合がございます。

## ■ 各種手数料一覧表 【単位：円（税込）】

### ● 自動貸金庫利用料（本店及び田沼支店に設置）

	手数料の種類	摘 要	料 金
本 店	Aタイプ(75×248×540)	年 間	12,960
	Bタイプ(100×248×540)	年 間	15,552
	Cタイプ(200×248×540)	年 間	25,920
田沼店	全タイプ(97×350×260)	年 間	16,200

### ● 貸金庫利用料

長期	年 間	6,480
短期（1カ月以内）	1 回につき	2,160

### ● 夜間預金金庫利用料

年 間	12,960
-----	--------

### ● 夜間預金金庫入金帳使用料

1 冊につき	5,400
--------	-------

### ● 用紙交付手数料

小切手帳	1 冊につき	540
約手・為手	1 冊につき	540

### ● 株式払込手数料

5,000万円未満	2.5/1,000×消費税
5,000万円以上	2.0/1,000×消費税

### ● 現金届け手数料

1 件につき	540
--------	-----

### ● 個人情報開示手数料

請求書1件につき	1,080
----------	-------

### ● 再発行手数料

ローンカード	1 件につき	1,080
貸金庫カード	1 件につき	1,080
預金通帳・預金証書	1 件につき	1,080
出資証券	1 件につき	1,080

●ICキャッシュカードの切替発行やカード不良による引換再発行は無料です。

### ● 発行手数料

預金残高証明書	1 件につき	540
貸出金残高証明書	1 件につき	540
融資証明書	1 件につき	10,800
自己宛小切手（預金小切手）	1 件につき	540

### ● アンサー/テレサービス利用料

年 間	12,960
-----	--------

### ● ファクシミリ振込サービス利用料

月 額	1,080
-----	-------

### ● テレホン/モバイルバンキング利用料

月 額	個人：無料 法人：540
-----	-----------------

### ● WEB-FB（法人）利用料

月 額	1,080
-----	-------

### ● WEBバンキング（個人）利用料

月 額	無 料
-----	-----

### ● マル専当座関係手数料

口座開設手数料	割賦販売通知書 1 件につき	3,240
マル専手形決済手数料	手 形 用 紙 1 枚につき	540
為替自動振込口座振替手数料	振 込 期 間 1 カ月につき	108
取引明細発行手数料 (履歴照会)	1 回の依頼につき	540

# さのしんの沿革と歩み

(昭和3年～平成26年3月)

昭和3年1月	佐野信用組合設立	12月	WEB-FB(法人向けインターネットバンキングサービス)取り扱い開始
昭和25年5月	相生町出張所開設	平成17年2月	安佐合併・新佐野市スタート
昭和28年3月	信用金庫法公布により佐野信用金庫に改組	5月	日本銀行審査
昭和45年8月	田沼支店開設	9月	フィットレーティングス 信金財務力格付「 <sup>ひとつ</sup> ★」星を取得
昭和48年1月	営業地区に群馬県館林市を追加	9月	Pay-Easy口座振替受付サービス開始
6月	大祝町支店開設	11月	WEBバンキング(個人向けインターネットバンキング)サービス開始
昭和49年8月	高砂町出張所、支店昇格	11月	お客さま相談センター設置、お客さま一言メモの活用開始
昭和51年8月	堀米支店開設	平成18年3月	不祥事件発生に伴い金庫風土刷新宣言を行い全役職員が署名
昭和53年6月	預金オンライン開始	4月	佐野新都市に「さのしんローン&マネープラザ」オープン
昭和55年5月	南支店開設	5月	預金保険機構立ち入り検査受検
昭和56年12月	本店ATM稼働	7月	関東財務局長に業務改善計画を提出
昭和57年2月	南支店ATM稼働	8月	金融庁検査受検
6月	田沼支店、堀米支店ATM稼働	平成19年2月	故太田正夫会長合同葬
昭和58年4月	住宅金融公庫代理店事務開始	6月	中央出張所閉店
5月	融資オンライン開始	12月	受付カード発行システム稼働開始
昭和59年1月	証券業務取り扱い開始	平成20年2月	創立80周年記念経済講演会総代感謝の会開催
昭和60年3月	大祝町支店ATM稼働	2月	宇都宮手形交換所参加
12月	日銀歳入代理店事務開始	3月	田沼支店移転オープン(～4日感謝デー開催)
昭和61年8月	キャッシュコーナー休日(土曜日)稼働開始	5月	事業性融資商品「しんさんスクラム2000」取扱開始
9月	CI計画によりシンボルマーク、ロゴタイプを一新	7月	医療・がん保険取扱開始
10月	中央支店移転新築オープン	平成21年1月	「三井住友海上きらめき生命保険「きらめき新医療保険」・アフラック「がん保険F」「医療保険エヴァー」
10月	佐野市役所前店外ATM稼働	2月	金融庁検査受検
12月	岩舟支店開設	2月	しんさん傷害保険付定期積金
昭和63年5月	両替商業業務取り扱い開始	4月	「あんしん積金～ダブル～」取扱開始
6月	石塚支店開設	6月	事業計画担保型ローン「未来アシスト」販売開始
8月	田沼町役場店外ATM稼働	8月	外貨宅配サービス等のトラベラーズチェックの取り扱いを終了
平成3年2月	キャッシュコーナー休日(日曜日)稼働開始	10月	関東財務局による外国為替に関する立入検査受検
11月	葛生支店開設	10月	保険新商品取扱開始
平成4年1月	外国送金及びグリーンチェック等取立取次業務の取り扱いを開始	平成22年3月	・共栄火災海上保険「しんさんメンバーズ保険」
11月	新本店完成	4月	・アメリカンファミリー生命保険「夢見ることの学資保険」
平成6年9月	T-NET(代金回収サービス)業務開始	7月	社団法人中小企業診断協会栃木支部と業務委託契約を締結
平成7年6月	営業地区に群馬県板倉町を追加	8月	第2期さのしん経営塾発会(53名)
10月	「しんさんファクシミリ振込サービス」取り扱い開始	8月	日本銀行審査
平成8年11月	ATM祝日稼働開始	9月	預金残高1,000億円に到達
平成10年3月	早期是正措置の導入開始	9月	しんさん保証基金付融資「カーライフプラン・エコ」の取扱開始
3月	資産の自己査定に基づく償却・引当の実施	10月	裁判外紛争解決(ADR)制度の導入
6月	エリア営業体制の整備	平成23年3月	しんさん保証基金付「災害復旧ローン」の取扱開始
10月	西支店開設	3月	信金中金代理貸付「東北地方太平洋沖地震災害復旧特別融資制度」の取扱開始
12月	佐野市役所ATM新装開店	5月	大祝町出張所(キャッシュサービスコーナー)閉店
平成11年3月	外貨預金の取り扱いを開始	5月	金融庁検査受検
6月	テレホンバンキングサービス取り扱い開始	5月	新規保険商品「終身保険WAYS」「がん保険Days」取扱開始
7月	営業地区に小山市、野木町を追加	5月	「東日本大震災復興緊急保証制度」取扱開始(～平成25年3月31日)
8月	西暦2000年問題危機管理計画書策定	7月	栃木県制度融資「東日本大震災復興緊急資金」取扱開始
9月	ATM稼働時間延長(平日21時迄、土・日曜19時迄)	7月	日本政策金融公庫「業務協力に関する覚書」締結
9月	モバイルバンキングサービス(iモード)の取り扱い開始	10月	新規販売ファンド「世界のサイフ」「オセアニアポンドオープン」「高格付外債ファンド」、及び新規保険商品「健康のお守り(損保ジャパン)」の取扱開始
10月	郵貯とのCDオンライン提携開始	10月	道の駅どまんなか田沼ATM稼働終了
10月	法人向けのキャッシュサービス、テレホンバンキング・モバイルバンキングの取り扱い開始	平成24年1月	「個人向け復興国債」取扱開始
平成12年2月	インターネット・ホームページ開設	3月	「個人向け復興応援国債(変動10年)」取扱開始
3月	金融監査庁検査受検	7月	第3期さのしん経営塾第1回講義開催
3月	デビットカード取り扱い開始	9月	日本政策金融公庫 佐野支店との中小企業等支援に関する覚書締結
5月	インターネットバンキングサービスの取り扱い開始	10月	栃木県内7金融機関ATM相互開放「とちまるネット」開始
9月	堀米支店駐車場拡張	12月	「事務集中室の開設」および「為替集中システム」稼働開始
11月	投資信託窓口販売を開始	12月	関東財務局並びに関東経済産業局より「経営革新等支援機関」の認定取得
12月	南支店・土曜窓口営業開始	平成25年2月	全銀電子債権ネットワーク「でんさいネット」開業
12月	「しんさんゼロネットサービス」の開始	3月	全職員「認知症サポーター」認定
平成13年1月	ATM正月三が日の稼働	7月	関東財務局「外国為替検査」受検
3月	公認会計士の外部監査開始	9月	「とちまる6次産業化成長応援ファンド」協同設立に参加
4月	損保窓販、投資信託定時定額買付サービス取り扱い開始	9月	平成25年5月発覚の不祥事件に対する庫内態勢を整備した上で当局報告を完了
5月	足利信用金庫・佐野信用金庫・小山信用金庫業務提携調印	10月	しんさん保証基金付消費者ローンインターネット申込受付開始
5月	日本銀行審査	10月	NISA(少額投資非課税制度)の取扱開始
8月	渉外支援ハンディ端末全店導入完了	11月	消費税転嫁対策講習会開催
平成14年1月	ファームバンキング(FB)サービス取り扱い開始		
4月	ペイオフ凍結解除(定期性預金等)		
4月	金融庁検査受検		
10月	生保窓口販売開始		
10月	大祝町支店を本店営業部の出張所に変更		
平成15年2月	個人向け国債募集開始		
4月	イオンモール佐野新都市にATM設置		
4月	外貨宅配サービス等の取り扱いを開始		
7月	IYバンク銀行ATM(セブンイレブン設置)との提携開始		
8月	リレーシッピングバンキングに関するアクションプログラムを金融庁へ提出		
10月	会長制導入・新理事長就任による新体制のスタート		
10月	企業経営支援担当者2名、創業支援担当者2名の配置		
平成16年4月	さのしん経営塾発会(62名)		
8月	金融庁検査受検		
10月	中央支店を出張所へ、大祝町出張所を機械化店舗へ変更		
11月	決済用普通預金の発売開始		

# 資料編



## 目次

### 28 自己資本の状況等

- 当金庫の自己資本の充実の状況等について
- 自己資本の構成に関する事項
- 自己資本の充実度に関する事項
- 信用リスクに関する事項
- 信用リスク削減手法に関する事項
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- 銀行勘定における出資等エクスポージャーに関する事項
- 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### 36 財務諸表

- 貸借対照表
- 報酬体系
- 損益計算書
- 剰余金処分計算書
- 監査報告書

### 45 損益・経営諸比率

- 主要な経営指標の推移
- 配当政策
- 出資金
- 会員数
- 資産の推移
- 業務粗利益・業務純益
- 資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回
- 総資産利益率
- 受取利息、支払利息増減状況
- 総資金利鞘
- 預貸率
- 預証率
- 受入手数料の内訳
- その他業務利益の内訳
- 経費の内訳

### 48 預金業務

- 預金科目別残高
- 預金・譲渡性預金平均残高
- 定期預金残高
- 預金者別残高
- 財形貯蓄預金残高

### 49 融資業務

- 貸出金科目別残高
- 貸出金科目別平均残高
- 貸出金変動・固定金利別残高
- 貸出金業種別内訳及び使途別残高
- 消費者ローン・住宅ローン残高
- 貸出金担保別内訳
- 代理業務貸付残高
- 役員一人当り預金残高及び貸出残高
- 一店舗当り預金残高及び貸出残高
- 債務保証見返の担保別内訳

### 51 その他の業務

- 有価証券期末残高・平均残高
- 有価証券等に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
- 公共債引受額・販売額
- 内国為替取扱実績
- 職員の状態
- 法令で定められた開示項目一覧表

# 自己資本の状況等

## 当金庫の自己資本の充実の状況等について

### 1. 自己資本調達手段の概要

新しい自己資本比率規制(バーゼルⅢ国内基準)が平成25年度から導入されたことから従来「基本的項目」と「補完的項目」で構成されていた自己資本は、出資金・内部留保等を中心とした「コア資本」へ一本化されました。平成25年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外は、主に地域のお客さまからお預りしている出資金が該当します。

### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが1分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本の充実については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを根拠としており、収支計画は、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

(注)エクスポージャーとは、当金庫が保有する資産のうち、さまざまなリスクに晒される可能性の高い資産をいいます。

### 3. 信用リスクに関する項目

#### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、融資金等の回収が困難になり当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要なリスクであるとの認識のうえ、厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理の基本方針」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価については、信用格付制度を導入し厳格な自己査定を実施しており、信用リスクの計量化に向けインフラ整備を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、自己査定委員会やリスク管理委員会等で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤役員会、理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しています。

貸倒引当金は、自己査定基準及び資産の償却・引当基準に基づき、自己査定における債務者区分ごとの貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については外部監査人(公認会計士)の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

#### (2) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

当金庫は標準的手法を採用するにあたり、リスク・ウエイトの判定に適格格付機関等の信用評価(格付)を使用します。このリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社とします。

- ①株式会社 格付投資情報センター
- ②株式会社 日本格付研究所
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ④スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス

### 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫はリスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約をいただく等適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う主要な担保には預金積金や上場株式等があり、主要な保証とは、政府保証と同様な信用度をもつ信用保証協会や適格格付機関が付与している格付により信用度を判定するしんきん保証基金等があります。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、信用リスク・アセット額の算出にあたり、以下の方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を軽減することができるとされています。

#### ① 適格金融資産担保

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲とします。

## ②貸出金と自金庫預金の相殺

信用リスク・アセット額を算出するにあたり、ご融資先ごとに貸出金と預金の一部を相殺しています。対象とする預金は定期預金と定期積金とし、貸出金の残存期間を上回る預金等については全額、貸出金の残存期間を下回る預金等については、定められたルールに基づき実施しています。

## ③保証

国、地方公共団体、政府関係金融機関等（信用保証協会等）が保証している保証債権（保証される部分に限る）について、原資産及び債務者のリスク・ウエイトに代えて当該保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理し、信用リスクへの対応としてはリスク管理の観点から担保による保全を図り、金庫が定める引当基準に則った適正な引当金を計上しております。（お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。）

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針のなかで定めている有価証券等資金運用規程等により投資枠内での取引に限定するとともに、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じても、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。

なお、リスク資本及び与信限度額の割当については、金庫で定めるリスク管理規程等に則り適切に管理しています。リスク管理態勢として、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統合的リスク管理については、統合的リスク管理基本方針を定め、管理態勢を構築し、その充実に努めております。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。当金庫においては、有価証券投資の一環として証券化商品に投資しています。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付け資産の状況、時価評価及び適格格付機関の付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて常勤役員会、リスク管理委員会に諮り適切なリスク管理に努めております。証券化商品への投資は有価証券にかかる投資方針（有価証券等資金運用規程）のなかで定める取引に限定するとともに、取引にあたっては投資対象を一定の信用力を有するものとするなど適正な運営管理を行っています。なお、証券化商品として区分されるものは以下のとおりです。

- ①貸付債権を裏付けとする信託受益権
- ②売掛債権を裏付けとする信託受益権
- ③リース債権を裏付けとする信託受益権

### (2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しています。

### (3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める有価証券会計処理基準及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った適正な処理を行っています。

### (4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。

- ①株式会社 格付投資情報センター
- ②株式会社 日本格付研究所
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ④スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス

## 7. オペレーショナル・リスクに関する項目

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、内部プロセス・人的・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外部要因により発生する損失をいいます。オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクなど広範囲なリスクとして捉え、また、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、管理体制や方法に関する

リスク管理の基本方針を定め、リスクを特定・評価・モニタリングしコントロール及び削減に取り組んでいます。バーゼルⅢの対応としてリスクの計測には基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会など各種委員会で協議・検討するとともに、経営陣による常勤役員会・理事会へ報告する態勢を整備しています。

## (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しています。

## 8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価や予想損失値など当金庫で定めたりリスク計測によって把握するとともに、当金庫が抱える市場リスクの状況や設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況は資金運用会議を通じて常勤役員会へ報告するとともに、ストレステストなどリスク分析を実施し、定期的に資金運用会議等で検証しています。

非上場株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金や投資については、当金庫が定める有価証券等資金運用規程等に基づいた適正な運用管理を行っており、リスクの状況は財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜、経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めています。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める有価証券会計処理基準及び日本公認会計士協会の「金融商品に関する実務指針」等に従った適正な処理を行っています。

## 9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指します。当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(99パーセンタイル値)の計測や金利更改を提案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM関連会議体(金利委員会・資金運用会議)で協議検討するとともに必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(注)銀行勘定における金利リスクとは、当金庫が保有する預金・貸出金、外国為替取引、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債が一定の金利ショックを受けた場合の損失をいいます。

### (2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しています。

- ①計測手法……………金利ラダー方式
- ②コア預金……………対象：要払性預金(当座、普通、貯蓄預金等)  
算定方法：現在残高の50%相当額  
満期の考え方：5年以内(平均2.5年)
- ③金利感応度資産・負債……………預金・貸出金、外国為替取引、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- ④金利ショック幅……………99パーセンタイル値
- ⑤リスク計測頻度……………月次(ALM基準は四半期)

## 自己資本の構成に関する事項

### バーゼルⅡ基準

(単位：百万円)

	平成24年度
イ.基本的項目の額	4,297
①出資金	335
②資本剰余金	—
③利益剰余金	335
④特別積立金	3,484
⑤繰越金(当期末残高)	142
⑥処分未済持分	△0
⑦その他有価証券の評価差損	—
⑧自己資本比率告示第14条第1項第1号から第5号までの規定により基本的項目から控除した額	—
ロ.補完的項目の額	213
ハ.自己資本総額(イ+ロ)	4,511
ニ.控除項目の額	—
ホ.自己資本の額(ハ-ニ)	4,511
ヘ.リスクアセット等計	42,569
単体自己資本比率(ハ/ヘ)	10.59%
単体におけるTier1比率(イ/ヘ)	10.09%

バーゼルⅢ基準

(単位：百万円)

項目	平成25年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,362	
うち、出資金及び資本剰余金の額	335	
うち、利益剰余金の額	4,036	
うち、外部流出予定額 (△)	10	
うち、上記以外に該当するものの額	△0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	136	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	136	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	△52	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,445	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	—	7
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	—	7
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	33
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ)	(ハ)	4,445
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	38,755	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,624	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)	7	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	33	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,782	
うち、上記以外に該当するものの額	117	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,606	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	41,361	
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	10.74%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうか判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	39,845	1,593	38,755	1,550
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	39,845	1,593	40,379	1,615
(I) ソブリン等向け	13	0	12	0
(II) 金融機関向け	7,915	316	8,073	322
(III) 事業法人向け	14,501	580	12,331	493
(IV) 中小企業等・個人向け	7,100	284	7,121	284
(V) 抵当権付住宅ローン	1,216	48	1,088	43
(VI) 不動産取得等事業向け	2,078	83	1,831	73
(VII) 延滞債権	63	2	60	2
(VIII) 信用保証協会等による保証付	646	25	580	23
(IX) 出資等	6,197	247	446	17
出資等のエクスポージャー			446	17
重要な出資のエクスポージャー			—	—
(X) その他	110	4	8,831	353
他の金融機関の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			2,970	118
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			648	25
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー			763	30
上記以外のエクスポージャー			4,448	177
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③複数の資産を裏付けとする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額も算入されるものの額			157	6
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△1,782	△71
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額			—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー			0	0
ロ.オペレーショナル・リスク	2,724	108	2,606	104
ハ.単体総所要自己資本額（イ+ロ）	42,569	1,702	41,361	1,654

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。（リスクアセットで表示）

3. 「ソブリン等」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）国際金融公社、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体の事です。

4. 「延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーの事です。

5. オペレーショナル・リスクについて、当金庫は基礎的手法を使用しています。

《オペレーショナル・リスク（基礎的手法）のリスク・アセットの算定方法》

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 信用リスクに関する事項

### イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

#### ①地域別

(単位：百万円)

債 券		国内債券	外国債券
		24年度	23,186
	25年度	21,928	614

(注) 債券は時価で表示しています。

#### ②残存期間別

(単位：百万円)

エクスポージャー区分	期間区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
		貸出金・オフバランス	24年度	5,171	3,516	6,347	5,577	7,968	15,510
	25年度	4,269	3,662	7,384	5,235	6,387	15,827	413	43,179
債 券	24年度	3,091	5,845	3,707	2,312	8,625	471	—	24,053
	25年度	3,578	4,608	3,424	5,055	5,466	411	—	22,543
店頭デリバティブ取引	24年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	25年度	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. オフバランス取引はデリバティブ取引を除く。

2. 債券は時価で表示しています。

## ③業種別

(単位：百万円)

業種区分 エクスポージャー 区分	貸出金・オフバランス取引		債 券				店頭デリバティブ取引		延滞エクスポージャー	
	24年度	25年度	24年度	うち国外	25年度	うち国外	24年度	25年度	24年度	25年度
製 造 業	6,244	5,964	1,307	—	1,214	—	—	—	1	0
農・林・漁業	117	102	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	3,076	2,835	—	—	—	—	—	—	25	17
電気・ガス・熱供給・水道業	21	15	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	77	58	204	—	202	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業	1,023	873	624	—	619	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	2,388	2,094	926	—	1,024	—	—	—	9	4
金融業・保険業	513	703	10,049	866	8,265	614	—	—	—	—
不 動 産 業	4,525	4,579	1,019	—	1,118	—	—	—	7	7
各種サービス業	6,456	6,276	—	—	—	—	—	—	104	49
宿 泊 業	29	—	—	—	—	—	—	—	29	—
飲 食 業	1,109	1,041	—	—	—	—	—	—	36	38
医療・福祉	2,479	2,538	—	—	—	—	—	—	—	—
教育・学習支援	188	173	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	2,649	2,522	—	—	—	—	—	—	37	10
小 計	24,445	23,503	14,131	866	12,444	614	—	—	147	77
国・地方公共団体	7,605	7,011	9,921	—	10,099	—	—	—	—	—
個 人	12,523	12,665	—	—	—	—	—	—	30	14
合 計	44,574	43,179	24,053	866	22,544	614	—	—	178	92

(注) 1. オフバランス取引はデリバティブ取引を除く。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 債券は時価で表示しています。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金の内訳(信用金庫法施行規則第132条の規定に基づく開示)と同一のため省略

## ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却等の残高

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中増減額		期末残高		24年度	25年度
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度		
製 造 業	11	—	△ 11	167	—	167	6	7
農・林・漁業	—	—	—	28	—	28	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	19	6	△ 13	△ 1	6	5	11	2
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業	1	—	△ 1	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	1	2	0	3	2	5	14	4
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	69	2	△ 66	15	2	18	—	—
各種サービス業	121	60	△ 60	11	60	71	157	1
宿 泊 業	32	—	△ 32	—	—	—	80	—
飲 食 業	22	21	△ 0	2	21	23	—	1
教育・学習支援	—	—	—	11	—	11	—	—
医療・福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	66	39	△ 27	△ 2	39	36	76	—
小 計	224	72	△ 152	225	72	297	190	17
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	4	4	0	0	4	4	—	—
合 計	228	76	△ 152	225	76	301	190	17

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	24年度		25年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	22,145	—	25,116
10%	—	6,577	—	5,908
20%	2,699	34,703	2,400	37,408
35%	—	3,802	—	3,404
50%	4,309	3,010	3,507	469
75%	—	11,665	—	11,894
100%	1,500	18,652	1,400	18,420
150%	84	8	—	6
250%	—	—	—	305
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	8,594	100,566	7,307	102,934

- (注) 1.格付は適格格付機関が信用供与に付与しているものに限ります。  
 2.エクスポージャーは信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 4.「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

### 信用リスク削減手法に関する事項

#### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		24年度	25年度	24年度	25年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額		1,329	1,014	9,149	8,893
①ソブリン向け		—	—	—	—
②金融機関向け		—	—	—	—
③事業法人向け		554	391	1,852	1,715
④中小企業等・個人向け		759	607	6,516	6,478
⑤抵当権付住宅ローン		11	11	734	659
⑥不動産取得等事業向け		4	3	38	33
⑦延滞債権		—	—	6	6

- (注) 1.当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。  
 2.信用リスク削減手法を適用した部分のエクスポージャーを記載しています。エクスポージャーの額は信用リスク削減手法勘案後のものです。

### 証券化エクスポージャーに関する事項

#### ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	24年度	25年度
証券化エクスポージャー	1,000	—
(Ⅰ) カードローン	—	—
(Ⅱ) 住宅ローン	—	—
(Ⅲ) 事業社債	—	—
(Ⅳ) 信金中金保有の貸付債権等	1,000	—

## ②保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウエイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額等 (単位:百万円)

告示で定める リスク・ウエイト区分 (%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	24年度	25年度	24年度	25年度
20%	—	—	—	—
50%	1,000	—	20	—
100%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
(I) カードローン	—	—	—	—
(II) 住宅ローン	—	—	—	—
(III) 事業社債	—	—	—	—
(IV) 信金中金保有の貸付債権	—	—	—	—

(注) 1.所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウエイト×4%  
2.「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウエイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。なお、(I)～(IV)は、当該額に係る主な原資産の内訳です。

## 銀行勘定における出資等エクスポージャーに関する事項

## イ.出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等 (単位:百万円)

区 分		売買目的有価証券			その他有価証券			
		貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価差額	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち	
							うち益	うち損
上 場 株 式	平成24年度	—	—	514	550	36	55	19
	平成25年度	—	—	775	875	100	118	18
非上場株式等	平成24年度	—	—	33	33	0	0	0
	平成25年度	—	—	34	34	0	0	0
そ の 他	平成24年度	—	—	1,495	1,698	203	263	59
	平成25年度	—	—	1,517	1,556	39	70	30
合 計	平成24年度	—	—	2,043	2,282	239	318	79
	平成25年度	—	—	2,327	2,467	139	188	48

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。  
2.上記の「その他」は、証券投資信託、上場優先出資証券、投資事業有限責任組合出資持分等です。

## ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

		売却損益			株式等償却
			売却益	売却損	
出資等エクスポージャー	平成24年度	21	22	0	—
	平成25年度	8	8	0	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

## 銀行勘定における金利リスクに関する事項 (単位:百万円)

運 用 勘 定				調 達 勘 定			
区 分		金利リスク		区 分		金利リスク	
		平成24年度	平成25年度			平成24年度	平成25年度
貸 出 金		103	130	定 期 性 預 金		23	14
有 価 証 券 等		149	159	要 求 払 性 預 金		48	55
預 け 金		16	22	そ の 他		—	—
コ ー ル ロ ー ン 等		—	—	調 達 勘 定 合 計		71	69
そ の 他		—	—				
運 用 勘 定 合 計		268	310				

銀行勘定の金利リスク	197	241
------------	-----	-----

(注) 1.金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が金利ショックにより発生するリスク量を数値化したものです。当金庫では、金利ショックを過去5年間の金利変動により算出する99パーセンタイル値にて金利リスクを算出しています。  
2.要求払性預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払性預金のうち引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、要求払性預金残高の50%相当額を2.5年間滞留するとしてリスク量を算定しています。  
3.銀行勘定の金利リスク量は、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。  
平成25年度銀行勘定の金利リスク量(241百万円)=運用勘定の金利リスク量(310百万円)-調達勘定の金利リスク量(69百万円)

# 財務諸表

## 貸借対照表(資産の部)

(単位:百万円)

科 目	平成25年3月末	平成26年3月末
現金	1,128	1,471
預 け 金	30,185	38,128
コ ー ル ロ ー ン	163	125
買 入 金 銭 債 権	4,526	398
金 銭 の 信 託	1,494	994
有 価 証 券	26,335	25,012
国 債	4,223	4,159
地 方 債	4,597	4,949
社 債	14,365	12,820
株 式	583	910
その他の証券	2,565	2,171
貸 出 金	44,393	43,055
割 引 手 形	947	678
手 形 貸 付	2,367	2,444
証 書 貸 付	39,819	38,788
当 座 貸 越	1,259	1,144
外 国 為 替	0	0
外国他店預け	0	0
そ の 他 資 産	780	662
未 決 済 為 替 貸	28	24
信 金 中 金 出 資 金	328	328
前 払 費 用	0	0
未 収 収 益	156	124
金 融 派 生 商 品	0	0
そ の 他 の 資 産	267	184
有 形 固 定 資 産	1,007	985
建 物	433	409
土 地	430	430
リ ー ス 資 産	95	92
その他の有形固定資産	48	53
無 形 固 定 資 産	4	7
その他の無形固定資産	4	7
前 払 年 金 費 用	-	33
繰 延 税 金 資 産	112	113
債 務 保 証 見 返	116	79
貸 倒 引 当 金	△ 343	△ 439
(うち個別貸倒引当金)	(△77)	(△302)
資 産 の 部 合 計	109,906	110,628

## 貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位:百万円)

科 目	平成25年3月末	平成26年3月末
預 金 積 金	104,548	105,363
当 座 預 金	1,711	1,501
普 通 預 金	35,950	37,674
貯 蓄 預 金	561	527
通 知 預 金	181	41
定 期 預 金	63,313	62,919
定 期 積 金	2,428	2,173
そ の 他 の 預 金	401	527
そ の 他 負 債	326	295
未 決 済 為 替 借	36	29
未 払 費 用	83	48
給 付 補 填 備 金	4	2
未 払 法 人 税 等	16	18
前 受 収 益	19	27
払 戻 未 済 金	0	1
払 戻 未 決 済 持 分	0	0
職 員 預 り 金	53	56
金 融 派 生 商 品	0	0
リ ー ス 債 務	95	92
そ の 他 の 負 債	15	18
賞 与 引 当 金	29	37
役 員 賞 与 引 当 金	-	3
退 職 給 付 引 当 金	12	-
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	48	35
偶 発 損 失 引 当 金	11	17
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	-	7
債 務 保 証	116	79
負 債 の 部 合 計	105,093	105,839
出 資 金	335	335
普 通 出 資 金	335	335
利 益 剰 余 金	3,972	4,036
利 益 準 備 金	335	335
そ の 他 利 益 剰 余 金	3,636	3,700
特 別 積 立 金	3,384	3,484
(うち目的別積立金)	(1,190)	(1,290)
当 期 未 処 分 剰 余 金	252	216
処 分 未 済 持 分	△ 0	△ 0
会 員 勘 定 合 計	4,307	4,372
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	622	500
土 地 再 評 価 差 額 金	△ 117	△ 84
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	505	416
純 資 産 の 部 合 計	4,813	4,788
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	109,906	110,628

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 19年～39年  
その他 3年～20年
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
12. 企業年金制度について、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された2つの企業年金制度（総合設立型厚生年金基金及び連合設立型確定給付企業年金基金）に加入しております。  
(1) 総合設立型厚生年金基金  
当金庫は、職員の厚生年金基金として企業年金制度に加入しておりますが、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- |                                 |              |
|---------------------------------|--------------|
| ① 制度全体の積立状況に関する事項（平成25年3月31日現在） |              |
| 年金資産の額                          | 1,476,279百万円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額                  | 1,698,432百万円 |
| 差引額                             | △222,153百万円  |
| ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成25年3月分）  | 0.0704%      |
| ③ 補足説明                          |              |
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高225,441百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金14百万円を費用処理しております。  
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- (2) 連合設立型確定給付企業年金基金  
当金庫は、職員の退職年金基金として企業年金制度に加入しておりますが、当該年金制度の第1給付部分について、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。（当該年金制度は第1給付部分〔共通給付部分〕と第2給付部分〔事業所給付部分〕とで構成されております）  
なお、当該企業年金制度の第1給付部分の直近の積立状況及び第1給付部分の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- |                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| ① 第1給付部分の積立状況に関する事項（平成25年3月31日現在）  |          |
| 年金資産の額                             | 23,002千円 |
| 年金財政計算上の数理債務額                      | 24,719千円 |
| 差引額                                | △1,716千円 |
| ② 第1給付部分全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成25年3月分） | 1.6243%  |
| ③ 補足説明                             |          |
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高4,529千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金18,509千円を費用処理しております。  
なお、特別掛金の額は、予め定められた加入者1人あたりの掛金額を掛金拠出時の拠出対象者の人数に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業

- 年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
14. 信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を偶発損失引当金としてその他の引当金に計上しております。
15. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
16. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
17. 消費税等及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。
18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額3百万円。
19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
20. 有形固定資産の減価償却累計額1,718百万円
21. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
22. 貸出金のうち、破綻先債権額は4百万円、延滞債権額は1,475百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
23. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5百万円であります。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は978百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,463百万円であります。
- なお、22. から25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
26. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は678百万円であります。
27. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- |             |        |
|-------------|--------|
| 担保に供している資産  |        |
| 有価証券        | 298百万円 |
| 預け金         | 102百万円 |
| 担保資産に対応する債務 |        |
| 預金          | 34百万円  |
- 上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金3,300百万円を差し入れております。
28. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。また、再評価に係る繰延税金資産についてはこれを取崩した上で未処分剰余金より控除しております。
- 再評価を行った年月日 平成14年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回っており、その差額は225百万円であります。
29. 出資1口当たりの純資産額712円87銭
30. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部はヘッジ等に代わる預け金取引を行うことにより当該リスクを回避しております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫は、融資の基本方針、信用リスク管理基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

## ② 市場リスクの管理

## (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、金利委員会、常勤役員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、適時、理事会に報告しております。

## (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、一部においてヘッジ等に代わりコールローン取引を利用しております。

## (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用会議の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券等資金運用規程及び市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は経理部を通じ、理事会及び常勤役員会、資金運用会議において定期的に報告されております。

## (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、合理的な予想変動幅「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利と変動金利に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた経済価値は、241百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

## 31. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	38,128	38,494	366
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	273	247	△25
その他有価証券	24,704	24,704	—
(3) 貸出金(*1)	43,055	43,911	855
貸倒引当金(*2)	△439	△439	—
	105,721	106,918	1,196
(4) その他(*3)	1,995	1,995	—
金融資産計	107,716	108,913	1,196
(1) 預金積金(*1)	105,244	105,171	△72
(2) 外貨預金	119	119	—
(3) その他(*3)	56	56	—
金融負債計	105,420	105,347	△72

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*3) 金融資産その他は、現金、買入金銭債権、コールローン、金融負債その他は職員預り金です。

## (注1) 金融商品の時価等の算定方法

## 金融資産

## (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

## (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については32.から35.に記載しております。

## (3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

## 金融負債

## (1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (* 1)	34
信金中金出資金、その他出資金 (* 2)	330
合 計	365

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 信金中金出資金等は、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、35. まで同様であります。

## 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	73	77	3
	その他	—	—	—
	小 計	73	77	3
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	199	169	△29
	小 計	199	169	△29
合 計		273	247	△25

(注) 1. 時価は、当該事業年度末における市場価格に基づいております。

2. 有価証券については、時価評価を基本とした会計処理（時価会計）が定められていますが、満期保有目的の債券で時価のあるものは償還まで保有することを条件に簿価（償却原価）をもって評価することが認められています。

当該事業年度は評価損が発生していますが貸借対照表は簿価で計上しています。

## その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	636	518	117
	債券	21,127	20,586	541
	国債	4,159	3,965	194
	地方債	4,849	4,660	189
	短期社債	—	—	—
	社債	12,118	11,961	157
	その他	1,317	1,234	83
	小 計	23,081	22,339	742
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	190	207	△17
	債券	728	728	△0
	国債	—	—	—
	地方債	99	99	△0
	短期社債	—	—	—
	社債	628	628	△0
	その他	704	735	△31
	小 計	1,622	1,672	△49
合 計		24,704	24,011	692

(注) 1. 時価は、当該事業年度末における市場価格に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるものは、時価会計により当事業年度末に時価評価を行い、時価をもって貸借対照額としています。当該事業年度は純額で評価益となりましたので税金相当分を繰延税金負債へ計上、その差額は純資産の部へ「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

33. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	売却原価	売却額	売却損益
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

34. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	63	8	0
債券	982	12	—
国債	—	—	—
地方債	480	10	—
短期社債	—	—	—
社債	501	1	—
その他	499	145	—
合計	1,544	167	0

35. 減損処理を行った有価証券

売却目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないと認められるものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。当該有価証券の減損処理にあたっては、時価の下落率が30%以上の銘柄について時価が「著しく下落した」と判断し、このうち下落率が50%以上の銘柄については、すべてを減損処理の対象としております。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については回復可能性のないと判断したものを減損処理の対象としております。

当該事業年度における減損処理額はありません。

36. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	994	11

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,842百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが3,842百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	257百万円
減価償却超過額	14百万円
賞与引当金	10百万円
その他	23百万円
繰延税金資産合計	305百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価益	191百万円
その他	7百万円
繰延税金負債合計	199百万円
繰延税金資産の純額	105百万円

「所得税等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の29.8%から27.7%となります。この税率変更により、繰延税金資産は3百万円減少し、その他有価証券評価差額金は14百万円増加し、法人税等調整額は3百万円増加しております。

39. 前事業年度において「その他資産」の「その他の資産」に含めていた「前払年金費用」は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第63号平成25年9月27日）により改正された「信用金庫法施行規則（昭和57年大蔵省令第15号）別紙様式」を適用し、当事業年度より独立掲記しております。
40. 会計上の見積りの変更  
当金庫は、貸倒引当金等の算定において、従来から貸倒実績率の算定期間を3期平均の実績率に基づき行っておりましたが、3期平均では年度における毀損額の発生の有無により変動幅が大きくなる傾向にあることから、実績率の平準化を目的として貸倒実績率の算定期間を6期平均に変更いたしました。この見積り変更により、当該事業年度の経常利益は78百万円減少しております。

## 〈報酬体系について〉

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」並びに在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### ◆基本報酬及び賞与

非常勤を含む理事全員及び監事全員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、定められた限度額内において当金庫の理事会で決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、定められた限度額内において監事の協議により決定しております。

##### ◆退職慰労金

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期役員退職慰労引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、金額の決定、算出方法、支給時期と方法、総代会への討議を規程で定めております。

#### (2) 平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

- ・平成25年度における対象役員に対する「基本報酬」及び「賞与」の支払総額は、80百万円です。
- ・平成25年度における「退職慰労金」の支払いは、10百万円です。

(注) 1. 対象役員に該当する理事・監事は8名です（期中に退任した者を含む）。

2. 平成25年度における「賞与」の支払いは6百万円です。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

3. 「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

なお、当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 平成25年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

## 損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
経 常 収 益	1,757,865	1,736,994
資 金 運 用 収 益	1,408,891	1,274,415
貸 出 金 利 息	911,617	834,662
預 け 金 利 息	155,850	130,162
コールローン利息	510	343
有価証券利息配当金	308,610	294,861
その他の受入利息	32,302	14,385
役 務 取 引 等 収 益	129,853	131,368
受入為替手数料	54,098	53,836
その他の役務収益	75,755	77,532
そ の 他 業 務 収 益	73,186	257,659
外国為替売買益	1,923	1,699
国債等債券売却益	65,979	184,914
国債等債券償還益	44	65,176
その他の業務収益	5,239	5,868
そ の 他 経 常 収 益	145,933	73,551
貸倒引当金戻入益	65,774	-
償却債権取立益	38,070	33,027
株式等売却益	22,429	8,989
金銭の信託運用益	14,435	16,003
その他の経常収益	5,223	15,531
経 常 費 用	1,558,377	1,525,909
資 金 調 達 費 用	64,156	48,546
預 金 利 息	61,667	46,860
給付補填備金繰入額	2,231	1,407
その他の支払利息	257	278
役 務 取 引 等 費 用	73,529	78,614
支払為替手数料	11,155	11,048
その他の役務費用	62,374	67,565
そ の 他 業 務 費 用	70,179	7,289
外国為替売買損	-	-
国債等債券売却損	2,474	623
国債等債券償還損	52,633	6,664
国債等債券償却	15,070	-
その他の業務費用	1	1
経 費	1,203,740	1,246,954
人 件 費	727,896	753,436
物 件 費	459,242	478,196
税 金	16,602	15,321
そ の 他 経 常 費 用	146,771	144,504
貸倒引当金繰入額	-	100,713
貸 出 金 償 却	116,592	11,862
株式等売却損	873	938
株式等償却	-	-
金銭の信託運用損	-	-
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	29,305	30,990
経 常 利 益	199,487	211,085

科 目	平成24年度	平成25年度
特 別 利 益	-	-
その他の特別利益	-	-
特 別 損 失	8,831	427
固定資産処分損	3,531	427
減 損 損 失	5,300	-
税引前当期純利益	190,656	210,657
法人税、住民税及び事業税	21,962	25,048
法 人 税 等 調 整 額	8,050	71,382
法 人 税 等 合 計	30,013	96,431
当 期 純 利 益	160,643	114,226
繰越金(当期首残高)	92,223	102,443
積 立 金 取 崩 額	-	-
当期末処分剰余金	252,867	216,669

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益金額17円03銭

※2 出資1口当たりの当期純利益については、企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(平成25年9月13日企業会計基準委員会)及び実務対応報告第9号「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(平成22年6月30日企業会計基準委員会)に準じて算出しております。

3. 土地の再評価に係る繰延税金資産については、平成25年度においてこれを取崩したうえで前期末処分剰余金より控除しており、これによって繰越金(当期首残高)は前期比40,356千円減少しております。

## 剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	平成24年度	平成25年度
当期末処分剰余金	252,867,357	216,669,909
積立金等取崩額	-	-
差 引 計	252,867,357	216,669,909
剰 余 金 処 分 額	110,067,557	110,287,383
利 益 準 備 金	25,000	250,000
普通出資に対する配当金	(年3%) 10,042,557	(年3%) 10,037,383
特 別 積 立 金	100,000,000	100,000,000
繰越金(当期末残高)	142,799,800	106,382,526

平成25年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成26年6月26日

佐野信用金庫

理事長

木村 浩 

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月26日

佐野信用金庫  
監事会 御中小野 久男 公認会計士事務所  
公認会計士 小野 久男 (印)

私は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、佐野信用金庫の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

## ◆計算書類等に関する経営者の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## ◆監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## ◆監査意見

私は、上記の計算書類及びその附属明細書が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## ◆利害関係

金庫と私の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

私たち監事は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第87期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして、信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1)業務報告等の監査結果

- 一 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 小野会計事務所公認会計士 小野久男氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月27日

佐野信用金庫  
常勤監事 野口 収 (印)  
監 事 旭岡 靖人 (印)  
監 事 白澤 幸治 (印)

(注)監事 白澤幸治は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

# 損益・経営諸比率

## 主要な経営指標の推移

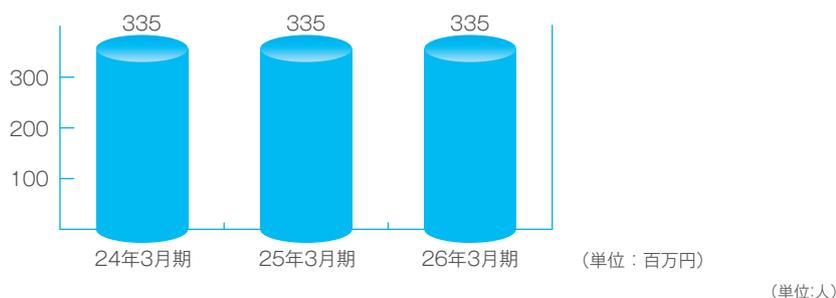
	単位	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期
経常収益	千円	2,015,940	2,000,297	1,767,324	1,757,865	1,736,994
経常利益	千円	23,572	△171,886	△170,521	199,487	211,085
当期純利益	千円	145,223	△119,214	△346,958	160,643	114,226
出資総額	百万円	334	334	335	335	335
出資総口数	千口	6,693	6,693	6,707	6,712	6,717
純資産額	百万円	4,531	4,199	4,113	4,813	4,788
総資産額	百万円	101,616	106,196	107,122	109,906	110,628
預金積金残高	百万円	96,480	101,361	102,499	104,548	105,363
貸出金残高	百万円	44,447	45,486	45,700	44,393	43,055
有価証券残高	百万円	33,254	29,614	27,379	26,335	25,012
預け金残高	百万円	15,366	19,838	23,492	30,185	38,128
単体自己資本比率	%	11.94	10.97	10.45	10.59	10.74
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	円	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
役員数	人	8	8	10	10	10
うち常勤役員数	人	6	6	6	6	6
職員数(パート職員除く)	人	110	109	113	115	113
会員数	人	10,049	10,018	10,014	10,015	10,107

(注) 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条において準用する銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第21号が改正され改正後の告示が適用されたことから、平成25年3月期までは旧告示に基づく開示、平成26年3月期においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## 配当政策

当金庫の配当率は、信用金庫の公共的使命を全うするため経営体質の強化をはかり内部留保の充実に意を用いつつ、安定的な配当を行うため、前年度に引続き年3%といたしました。

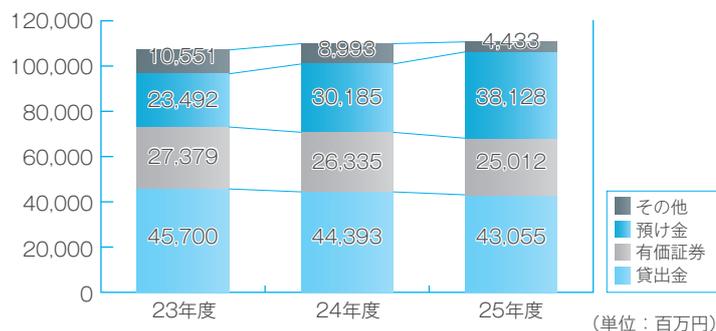
## 出資金



## 会員数

	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期
個人	8,959	8,934	8,920	8,911	9,003
法人	1,090	1,084	1,094	1,104	1,104
合計	10,049	10,018	10,014	10,015	10,107

## 資産の推移



## 業務粗利益・業務純益

(単位：千円、%)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期
業 務 純 益	162,919	201,222	412,753
●(業務利益率)	0.15	0.19	0.39
一般貸倒引当金繰入額	75,209	—	△130,129
経 費	1,227,516	1,203,740	1,246,954
業 務 粗 利 益	1,465,645	1,404,962	1,529,578
●(業務粗利益率)	1.42	1.34	1.44
資 金 運 用 収 支	1,420,905	1,344,735	1,225,868
資 金 運 用 収 益	1,506,676	1,408,891	1,274,415
資 金 調 達 費 用	85,771	64,156	48,546
役 務 取 引 等 収 支	48,456	56,323	52,754
役 務 取 引 等 収 益	123,505	129,853	131,368
役 務 取 引 等 費 用	75,048	73,529	78,614
そ の 他 業 務 収 支	△5,258	3,006	250,370
そ の 他 業 務 収 益	87,678	73,186	257,659
そ の 他 業 務 費 用	92,936	70,179	7,289
(金銭信託運用見合費用)	(1,542)	(896)	(586)

(注) 1. 業務純益とは、金融機関の基本的な業務に係る利益であり、「業務粗利益」から経費と貸倒引当金繰入額を控除した利益です。

また、「業務粗利益率」は業務粗利益を貸出金等の資金運用勘定計の平均残高で除した利益率です。

2. 資金調達費用は、金銭信託運用見合費用を控除して表示しております。

3. 業務利益率=業務純益÷預金積金平残×100

## 資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回

(単位：平均残高・百万円、利息・千円、%)

	25年3月期			26年3月期		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資 金 運 用 勘 定	104,657	1,408,891	1.34	105,605	1,274,415	1.20
うち 貸 出 金	45,050	911,617	2.02	43,051	834,662	1.93
うち 預 け 金	27,908	155,850	0.55	35,530	130,162	0.36
うち コールローン	147	510	0.34	139	343	0.24
うち 買入金銭債権	5,300	24,089	0.45	1,630	4,528	0.27
うち 有 価 証 券	25,921	308,610	1.19	24,925	294,861	1.18
資 金 調 達 勘 定	102,741	63,260	0.06	103,493	47,960	0.04
うち 預 金 積 金	104,184	63,898	0.06	104,903	48,268	0.04
うち 譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
うち 借 用 金	—	—	—	—	—	—

(注) 「資金調達勘定」は金銭信託運用見合額の平均残高(平成24年度1,494百万円、平成25年度1,465百万円)及び利息(平成24年度896千円、平成25年度586千円)をそれぞれ控除して表示しております。

## 総資産利益率

(単位：%)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期
総 資 産 経 常 利 益 率	△0.15	0.18	0.19
総 資 産 当 期 純 利 益 率	△0.32	0.14	0.10

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益÷総資産平均残高×100

ただし、総資産には債務保証見返勘定は含んでおりません。この比率は資産規模に対する利益の比率をみる指標であり、一般的にROA(Return On Assetの略)と呼ばれております。

## 受取利息、支払利息増減状況

(単位：千円)

	25年3月期			26年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	29,313	△127,098	△97,785	12,870	△147,346	△134,476
うち 貸 出 金	△14,452	△36,083	△50,535	△38,399	△38,556	△76,955
うち 預 け 金	△17,930	15,078	△2,852	96,978	△122,666	△25,688
うち金融機関貸付等	△14	43	29	△26	△141	△167
うち 有 価 証 券	△36,957	△5,753	△42,710	△11,282	△2,467	△13,749
支 払 利 息	1,773	△23,388	△21,615	678	△16,288	△15,610
うち 預 金 積 金	1,775	△23,386	△21,611	331	△15,961	△15,630
うち 譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
うち 借 用 金	—	—	—	—	—	—
うちコマース・ペーパー	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

## 総資金利鞘

(単位：%)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期
資金運用利回	1.46	1.34	1.20
資金調達原価率	1.30	1.23	1.25
総資金利鞘	0.16	0.11	△0.05

(注) 総資金利鞘 = 資金運用利回 - 資金調達原価率 この比率は、運用資金全体の収益力をみる指標です。

## 預貸率

(単位：百万円、%)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期
貸出金(A)	45,700	44,393	43,055
預金(B)	102,499	104,548	105,363
預貸率(A/B)	44.58	42.46	40.86
期中平均	44.74	43.24	41.03

(注) 預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

## 預証率

(単位：百万円、%)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期
有価証券(A)	27,379	26,335	25,012
預金(B)	102,499	104,548	105,363
預証率(A/B)	26.71	25.18	23.73
期中平均	28.36	24.88	23.76

(注) 預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

## 受入手数料の内訳

(単位：千円)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期
代理業務手数料	2,614	2,855	2,105
為替手数料	54,160	54,098	53,836
口座振替手数料	17,962	18,522	18,877
保険・投信窓販手数料	13,964	19,400	23,738
貸金庫手数料	4,244	4,205	4,247
自動機手数料	2,367	2,439	2,342
F B 基本料	3,921	4,340	2,028
その他の	24,273	23,992	24,192
合計	123,505	129,853	131,368

## その他業務利益の内訳

(単位：千円)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期
外国為替売買損益	341	1,923	1,699
商品有価証券売買益	-	-	-
国債等債券関係損益	△ 8,350	△ 4,153	242,803
その他の	2,750	5,237	5,866
合計	△ 5,258	3,006	250,370

## 経費の内訳

(単位：千円)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期
人件費	720,868	727,896	753,436
報酬給料手当	589,074	609,780	637,417
退職給付費用	56,063	39,327	33,684
その他の	75,730	78,787	82,334
物件費	490,181	459,242	478,196
事務費	240,281	219,710	215,846
うち旅費・交通費	1,843	1,938	2,460
通信費	17,638	18,236	15,922
事務機械賃借料	20,831	14,919	12,156
事務委託費	139,192	131,062	133,224
固定資産費	60,723	59,733	58,416
うち土地建物賃借料	7,820	7,744	7,949
保全管理費	29,358	27,968	27,460
事業費	41,455	37,837	39,327
うち広告宣伝費	12,184	11,772	12,255
交際費・寄贈費・諸会費	24,328	21,486	22,593
人事厚生費	8,626	9,810	21,926
減価償却費	56,728	61,763	70,938
その他の	82,366	70,386	71,742
税金	16,465	16,602	15,321
合計	1,227,516	1,203,740	1,246,954

# 預金業務

## 預金科目別残高

(単位：百万円、%)

	24年3月期		25年3月期		26年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
当座預金	1,556	1.5	1,711	1.6	1,501	1.4
普通預金	33,370	32.5	35,950	34.4	37,674	35.7
貯蓄預金	578	0.6	561	0.5	527	0.5
通知預金	77	0.1	181	0.2	41	0.1
定期預金	64,144	62.6	63,313	60.6	62,919	59.7
定期積金	2,419	2.4	2,428	2.3	2,173	2.1
その他の預金	351	0.3	401	0.4	527	0.5
合計	102,499	100.0	104,548	100.0	105,363	100.0
会員	34,380	33.5	35,832	34.3	35,881	34.1
会員外	68,118	66.5	68,715	65.7	69,481	65.9
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-

(注)「その他の預金」は別段預金、納税準備預金、外貨預金、非居住者円預金の合計です。

## 預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期
流動性預金	35,342	37,733	40,182
うち有利息預金	30,781	32,897	35,181
定期性預金	66,756	66,308	64,587
うち固定金利定期預金	66,737	66,286	64,565
うち変動金利定期預金	19	22	22
その他	144	142	133
計	102,244	104,184	104,903
譲渡性預金	-	-	-
合計	102,244	104,184	104,903

- (注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金+別段預金+納税準備預金  
 2.定期性預金=定期預金+定期積金  
 固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金  
 変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

## 定期預金残高

(単位：百万円)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期
定期預金	64,144	63,313	62,919
固定金利定期預金	64,120	63,285	62,889
変動金利定期預金	19	22	24
その他	5	5	5

## 預金者別残高

(単位：百万円、%)

		24年3月期		25年3月期		26年3月期	
		残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
個人	人	86,245	84.1	86,934	83.1	86,136	81.7
法人	人	16,254	15.9	17,613	16.9	19,226	18.3
	うち一般法人	14,549	14.2	16,144	15.5	16,093	15.3
	うち金融機関	-	-	-	-	-	-
	うち公金	1,705	1.7	1,468	1.4	3,133	3.0
合計		102,499	100.0	104,548	100.0	105,363	100.0

## 財形貯蓄預金残高

(単位：百万円)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期
	残高	残高	残高
一般財形	214	221	217
財形年金	65	62	53
財形住宅	14	12	12
合計	293	296	284

# 融資業務

## 貸出金科目別残高

(単位：百万円、%)

	24年3月期		25年3月期		26年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
手形貸付	2,781	6.1	2,367	5.3	2,444	5.7
証書貸付	40,605	88.8	39,819	89.7	38,788	90.1
当座貸越	1,356	3.0	1,259	2.9	1,144	2.6
割引手形	956	2.1	947	2.1	678	1.6
合計	45,700	100.0	44,393	100.0	43,055	100.0

## 貸出金科目別平均残高

(単位：百万円、%)

	24年3月期		25年3月期		26年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
手形貸付	2,844	6.2	2,325	5.2	2,059	4.8
証書貸付	40,670	88.9	40,570	90.0	39,136	90.9
当座貸越	1,317	2.9	1,310	2.9	1,184	2.7
割引手形	915	2.0	842	1.9	670	1.6
合計	45,748	100.0	45,050	100.0	43,051	100.0

## 貸出金変動・固定金利別残高

(単位：百万円、%)

	24年3月期		25年3月期		26年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
貸出金	45,700	100.0	44,393	100.0	43,055	100.0
うち変動金利	13,235	29.0	12,569	28.3	12,492	29.0
うち固定金利	32,465	71.0	31,824	71.7	30,563	71.0

## 貸出金業種別内訳及び用途別残高

(単位：先、百万円、%)

	25年3月期			26年3月期		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	195	6,061	13.7	197	5,788	13.4
農業、林業	2	113	0.2	2	99	0.2
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	160	2,767	6.2	161	2,516	5.8
電気、ガス、熱供給、水道業	2	21	0.0	2	15	0.0
情報通信業	1	3	0.0	-	-	-
運輸業、郵便業	32	950	2.1	27	807	1.9
卸売業、小売業	169	2,248	5.1	165	1,951	4.5
金融業、保険業	5	471	1.1	6	665	1.5
不動産業	50	4,379	9.9	48	4,451	10.3
物品賃貸業	3	340	0.8	3	281	0.7
学術研究、専門・技術サービス業	15	36	0.1	11	25	0.1
宿泊業	1	28	0.1	1	0	0.0
飲食業	81	821	1.8	78	772	1.8
生活関連サービス業、娯楽業	42	1,023	2.3	41	994	2.3
教育、学習支援業	5	162	0.4	5	148	0.3
医療、福祉	25	2,418	5.4	25	2,470	5.7
その他のサービス	46	942	2.1	45	921	2.1
小計	834	22,789	51.3	817	21,910	50.9
地方公共団体	5	7,573	17.1	5	6,985	16.2
個人	2,995	14,030	31.6	3,053	14,159	32.9
合計	3,834	44,393	100.0	3,875	43,055	100.0
設備資金		25,554	57.6		24,458	56.8
運転資金		18,839	42.4		18,596	43.2

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

	24年3月期		25年3月期		26年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
消費者ローン	2,317	16.0	2,426	16.0	2,461	17.4
住宅ローン	12,186	84.0	11,604	84.0	11,698	82.6
合計	14,503	100.0	14,030	100.0	14,159	100.0

## 貸出金担保別内訳

(単位：百万円、%)

	24年3月期		25年3月期		26年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	635	1.4	600	1.3	519	1.2
有価証券	—	—	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—	—
不動産	8,569	18.7	7,940	17.9	7,540	17.5
その他担保	—	—	—	—	—	—
信用保証協会・信用保険	10,000	21.9	9,748	22.0	9,554	22.2
保証	10,222	22.4	9,815	22.1	9,590	22.3
信用	16,273	35.6	16,288	36.7	15,851	36.8
合計	45,700	100.0	44,393	100.0	43,055	100.0

## 代理業務貸付残高

(単位：百万円、%)

	24年3月期		25年3月期		26年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
信金中央金庫	—	—	—	—	—	—
(株)日本政策金融公庫国民生活事業	—	—	—	—	—	—
(株)日本政策金融公庫中小企業事業	—	—	—	—	—	—
(独)住宅金融支援機構	1,943	94.7	1,697	94.9	1,437	94.8
(独)福祉医療機構	108	5.3	92	5.1	79	5.2
合計	2,051	100.0	1,789	100.0	1,516	100.0

## 役職員一人当たり預金残高及び貸出残高

(単位：百万円)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期
一人当預金残高	861	864	885
一人当貸出残高	384	366	361

## 一店舗当たり預金残高及び貸出残高

(単位：百万円)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期
一店当預金残高	11,388	11,616	11,707
一店当貸出残高	5,077	4,932	4,783

## 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円、%)

	24年3月期		25年3月期		26年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	—	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—	—
不動産	99	80.7	89	76.9	59	75.4
その他担保	—	—	—	—	—	—
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—	—	—
保証	1	0.9	8	7.1	4	6.2
信用	22	18.4	18	16.0	14	18.4
合計	123	100.0	116	100.0	79	100.0

# その他の業務

## 有価証券期末残高・平均残高

(単位：百万円)

		平成24年度		平成25年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	4,223	4,173	4,159	3,984
	合計	4,223	4,173	4,159	3,984
地方債	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	4,597	3,750	4,949	4,685
	合計	4,597	3,750	4,949	4,685
短期社債	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—
政府保証債	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	990	944	889	941
	合計	990	944	889	941
公社公団債	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	78	81	73	76
	その他の目的	32	32	28	28
	合計	110	114	101	105
金融債	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	5,845	5,987	4,726	5,078
	合計	5,845	5,987	4,726	5,078
事業債	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	7,418	8,049	7,103	7,394
	合計	7,418	8,049	7,103	7,394
新株予約権付社債	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—
株式	売買目的	—	—	—	—
	子会社・関連会社	—	—	—	—
	その他の目的	583	512	910	646
	合計	583	512	910	646
外国証券	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	449	520	199	342
	その他の目的	417	404	415	404
	合計	866	925	614	747
その他の証券	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	子会社・関連会社	—	—	—	—
	その他の目的	1,698	1,464	1,556	1,342
合計	1,698	1,464	1,556	1,342	
貸付有価証券	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	子会社・関連会社	—	—	—	—
	その他の目的	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	
計	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	527	601	273	419
	子会社・関連会社	—	—	—	—
	その他の目的	25,808	25,319	24,739	24,505
	合計	26,335	25,921	25,012	24,925

(注)「新株予約権付社債」には、新株予約権付社債(平成14年3月31日以前の発行決議に基づき発行された「転換社債」、「新株引受権社債」を含む)の保有額を記載しております。

## 有価証券等に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

## (1) 有価証券

## 1. 売買目的有価証券

該当ありません

## 2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	平成24年度					平成25年度				
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち益	うち損	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	78	82	4	4	—	73	77	3	3	—
そ の 他	449	415	△ 34	—	34	199	169	△ 29	—	29
合 計	527	497	△ 29	4	34	273	247	△ 25	3	29

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.上記の「その他」は、外国証券及び証券投資信託等です。

## 3. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	平成24年度					平成25年度				
	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式	514	550	36	55	19	775	875	100	118	18
債 券	22,473	23,108	634	634	0	21,315	21,855	540	541	0
国 債	4,008	4,223	215	215	—	3,965	4,159	194	194	—
地 方 債	4,394	4,597	203	203	—	4,760	4,949	188	189	0
短期国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	14,071	14,287	216	216	0	12,589	12,747	157	157	0
そ の 他	1,899	2,116	216	276	59	1,920	1,972	51	82	30
合 計	24,887	25,774	887	966	79	24,011	24,704	692	742	49

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.上記の「その他」は、外国証券及び証券投資信託等です。

## 4. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	平成24年度					平成25年度				
	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	差 額	うち益	うち損	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	差 額	うち益	うち損
子会社・子 法人等株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
関連法人等 株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

## 5. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
満期保有目的の債券 非上場外国債券		
子会社・子法人等株式 及び関連法人等株式		
その他の有価証券	—	—
非上場株式 (店頭売買株式を除く)	33	34
そ の 他	—	—

## (2) 金銭の信託

### 1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

平成 24 年度		平成 25 年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
494	0	994	0

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

### 2. 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

平成 24 年度					平成 25 年度				
貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
1,000	1,006	6	6	-	-	-	-	-	-

(注) 「うち時価が貸借対照表計上を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

## 公共債引受額・販売額

(単位：百万円)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期
国債	-	-	-
政府保証債	57	73	83
合計	57	73	83
うち窓口販売額	-	-	-
ハネ返玉買取額	-	-	4

(注) 1.「窓口販売」とは、国等から引受けた国債等をお客さまに販売した金額です。  
 2.「ハネ返玉買取額」とは、お客さまに販売した国債等を当金庫が買い戻した金額です。

## 国内為替取扱実績

(単位：件)

[取扱件数]			24年3月期	25年3月期	26年3月期
	送金・振込	仕向為替	74,723	74,340	74,413
	被仕向為替	120,466	122,611	124,049	
代金取立	仕向為替	3,912	4,284	4,450	
	被仕向為替	3,678	3,651	3,220	
合計		202,779	204,886	206,132	

(単位：百万円)

[取扱金額]			24年3月期	25年3月期	26年3月期
	送金・振込	仕向為替	70,130	67,998	62,575
	被仕向為替	68,205	72,927	74,299	
代金取立	仕向為替	4,334	4,577	4,479	
	被仕向為替	3,422	3,546	2,741	
合計		146,092	149,050	144,097	

(注) 1.「仕向為替」とは、お客さまから振込みや手形等の取立てを委任された当金庫が他金庫(行)へ振り向けた為替です。  
 2.「被仕向為替」とは、「仕向為替」とは逆に他金庫(行)より振り向けられた為替です。

## 職員の状況

(単位：人)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期
常勤役員	6	6	6
職員(パート職員含む)	123	125	122
うち男性	71	68	68
うち女性	52	57	54

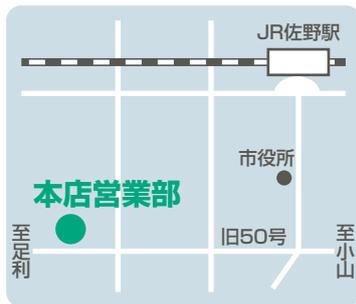
## 法令で定められた開示項目一覧表

(信用金庫法施行規則第132条及び135条)

項 目	ページ	項 目	ページ
1. 金庫の概況及び組織に関する事項		・金融ADR制度への対応	15
・事業の組織	4	・中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための	7~8
・理事・監事の氏名及び役職名	3	取組の状況	
・事務所の名称及び所在地	55	5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
2. 金庫の主要な事業の内容	20~25	(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	36~43
3. 金庫の主要な事業に関する事項		または損失金処理計算書	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	4~5	(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況		「リスク管理債権の状況」	17
・経常収益	45	・破綻先債権に該当する貸出金	17
・経常利益又は経常損失	45	・延滞債権に該当する貸出金	17
・当期利益又は当期損失	45	・3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	17
・出資総額及び出資総口数	45	・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	17
・純資産額	45	「金融再生法に基づく開示債権の状況」	18
・総資産額	45	(3) 自己資本(基本的項目に関わる明細を含む)の充実	28~35
・預金積金残高	45	の状況	
・貸出金残高	45	(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、	
・有価証券残高	45	時価及び評価損益	
・単体自己資本比率	45	・有価証券	52
・出資に対する配当金	45	・金銭の信託	53
・役員数	45	・規則第102条の1第5号に掲げる取引	
・職員数	45	ア. 市場デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第21	該当なし
・会員数	45	項に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。)	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況		又は外国市場デリバティブ取引(同条第23項に規定	
・主要な業務の状況を示す指標		する外国市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。)	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	46	のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するも	
イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	46	の以外のもの	
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、	46~47	イ. 法第53条第3項第13号又は法第54条第4項第13	
利回り及び資金利ざや		号に規定する金融等デリバティブ取引に規定する金	
エ. 受取利息及び支払利息の増減	46	融デリバティブ取引	
オ. 総資産経常利益率	46	ウ. 先物外国為替取引	該当なし
カ. 総資産当期利益率	46	エ. 有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法第	該当なし
・預金に関する指標		2条第21項第1号に掲げる取引及び外国金融商品	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金	48	市場(同条第8項第3号口に規定する外国金融商品	
の平均残高		市場をいう。以下同じ。)における同条第21項第1号	
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他	48	に掲げる取引と類似の取引を除く。)	
の区分ごとの定期預金の残高		オ. 金融商品取引法第2条第21項第1号に掲げる取引	該当なし
・貸出金等に関する指標		又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の残高	49	類似の取引(同条第1項第1号及び第2号に掲げる有	
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	49	価証券並びに同項第3号及び第5号に掲げる有価証	
ウ. 担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、	50	券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証	
保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額		しているものに限る。)(第104条第1項第2号及び	
エ. 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	49	第170条の25第1項第13号ホにおいて「国債証券	
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	49	等」という。)並びに同法第2条第1項第17号に掲げ	
カ. 預貸率の期末及び期中平均値	47	る有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに	
・有価証券に関する指標		係るものに限る。)	
ア. 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、	該当なし	(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	18
商品政府保証債及び貸付商品債権の区分)の平均残高		(6) 貸出金償却の額	18
イ. 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証	51	(7) 業務報告書、貸借対照表、剰余金処分案及び附	44
券、その他証券並びに貸付有価証券の区分)の平均残高		属明細書について会計監査人の外部監査を受け	
ウ. 預証率の期末値及び期中平均値	47	ている旨	
4. 金庫の事業の運営に関する事項		(8) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	36~43
・リスク管理の体制	17	(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び	
・法令遵守の体制	13~14	財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認。	
		6. 報酬体系について	42

# 店舗のご案内

(平成26年6月末現在)



## 1 本店営業部

〒327-0013 佐野市本町2910番地

TEL.0283-22-3377

A T M 稼動時間	平日	8:45~21:00
	土曜稼働	8:45~19:00
	日・祝稼働	9:00~19:00



## 2 田沼支店

〒327-0317 佐野市田沼町291番地1

TEL.0283-62-1515

A T M 稼動時間	平日	8:45~19:00
	土曜稼働	8:45~17:00
	日・祝稼働	9:00~17:00

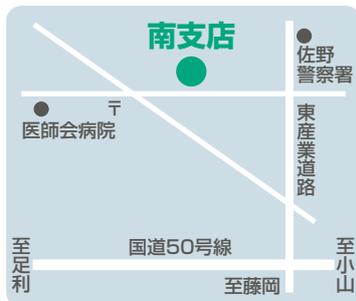


## 3 堀米支店

〒327-0843 佐野市堀米町285番地11

TEL.0283-24-4411

A T M 稼動時間	平日	8:45~19:00
	土曜稼働	8:45~17:00
	日・祝稼働	9:00~17:00



## 4 南支店

〒327-0831 佐野市浅沼町43番地4

TEL.0283-24-7411

A T M 稼動時間	平日	8:00~21:00
	土曜稼働	8:00~19:00
	日・祝稼働	9:00~19:00



## 5 岩舟支店

〒329-4307 栃木市岩舟町静5160番地5

TEL.0282-55-2955

A T M 稼動時間	平日	8:45~19:00
	土曜稼働	8:45~17:00
	日・祝稼働	9:00~17:00



## 6 石塚支店

〒327-0103 佐野市石塚町2709番地

TEL.0283-25-2122

A T M 稼動時間	平日	8:45~19:00
	土曜稼働	8:45~17:00
	日・祝稼働	9:00~17:00



## 7 葛生支店

〒327-0507 佐野市葛生西1丁目1番18号

TEL.0283-86-3875

A T M 稼動時間	平日	8:45~19:00
	土曜稼働	8:45~17:00
	日・祝稼働	休止

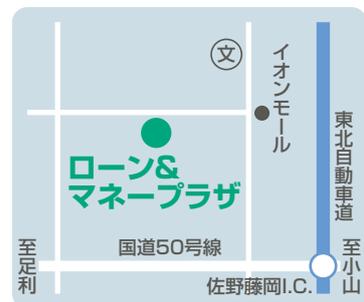


## 8 西支店

〒327-0004 佐野市赤坂町954番地2

TEL.0283-23-5788

A T M 稼動時間	平日	8:45~21:00
	土曜稼働	8:45~19:00
	日・祝稼働	9:00~19:00



## 9 ローン&マネープラザ

〒327-0821 佐野市高萩町1332番地5

TEL.0120-009695

平日10:00~19:00(水曜定休日) 土日9:00~15:00

A T M 稼動時間	平日	9:00~19:00
	土曜稼働	9:00~19:00
	日・祝稼働	9:00~19:00

# ACCESS MAP



ここにもあります!

## 便利なキャッシュサービスコーナー



⑩ 佐野市役所  
田沼庁舎C.S.  
田沼庁舎敷地内

ATM稼動時間  
平日 8:45~18:00 土・日・祝 休止



⑪ イオンモール  
佐野新都市C.S.  
イオンモール佐野新都市内

ATM稼動時間  
平日 9:00~22:00 土・日・祝 9:00~21:00

## しんきんATMゼロネットサービス

全国どこの信用金庫でも、以下の時間は手数料無料です。

平日の入出金 8:45~18:00 (注)本サービスの対象とならない しんきんATMが一部ございます。  
土曜の出金 9:00~14:00



## とちまるネットサービス

とちまるネットなら、栃木県内7つの提携金融機関のATMからのお引出し手数料が平日無料でご利用いただけます。

利用時間帯 平日 8:45~18:00(注)

(注)その他の時間帯は108円でお引出しができます。  
信用金庫間は「しんきんATMゼロネットサービス」を優先してご利用いただけます。

提携金融機関：栃木信用金庫、大田原信用金庫、烏山信用金庫、足利銀行、真岡信用組合、那須信用組合



地元とともに

**佐野信用金庫**

栃木県佐野市本町2910番地

T E L. 0283-22-3377(本店・代表)

U R L. <https://www.sanoshin.co.jp>

e-mail: [info-ss@po.sanoshin.co.jp](mailto:info-ss@po.sanoshin.co.jp)